

平成23年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第3号）

平成23年3月15日（火）午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	土屋	隆義
3番	熊谷	祐子	4番	西岡	一成
5番	庄田	昭人	6番	森	治久
7番	棚橋	敏明	8番	広瀬	武雄
9番	松野	藤四郎	10番	広瀬	捨男
11番	土田	裕	12番	小寺	徹
13番	若井	千尋	14番	清水	治
15番	山田	隆義	16番	広瀬	時男
17番	若園	五朗	18番	星川	睦枝
19番	藤橋	礼治	20番	小川	勝範

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	豊田	正利
教育長	横山	博信	企画部長	奥田	尚道
総務部長	早瀬	俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	伊藤	脩祠
福祉部長	宇野	睦子	都市整備部長	福富	保文
調整監	岩田	勝之	環境水道部長	弘岡	敏
会計管理者	馬淵	哲男	教育次長	林	鉄雄
監査委員 事務局長	松井	章治			

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷺見秀意	書記	清水千尋
書記	今木浩靖		

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

傍聴者の方、大変早朝から傍聴いただき厚く御礼申し上げます。

本日の会議を始める前に、議員及び執行部、並びに傍聴者の皆さん方をお願いを申し上げます。3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心に甚大な被害を与え、その余波はまだまだ続いております。いまだに復旧のめどさえ立っておりません。私どもといたしましても、何か援助の手を差し伸べたいのですが、今はその指示を待っている状況であります。支援の要請があった場合には、全面的に協力体制をとっていきたいと思いますので、御協力のほどよろしくをお願いをいたします。

なお、今回の災害によりまして亡くなられた方は、今わかっているだけでも2,000人以上に上っております。亡くなられた方々に対して、この場で黙祷をささげたいと思いますので、全員起立をお願いしたいと思います。

黙祷、始め。

〔黙 祷〕

議長（小川勝範君） 黙祷、やめ。

着席願います。ありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。なお、途中で地震等がございましたら、急遽暫時休憩の指示をいたしますので、そのような形で御協力をお願いしたいと思います。

日程第1 一般質問

議長（小川勝範君） 日程第1、一般質問を行います。

会派代表質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

市民クラブ、清水治君の発言を許可します。

清水治君。

14番（清水 治君） どうも皆さん、おはようございます。

傍聴者の方も、朝早くから大変御苦労さまです。議席番号14番、瑞穂市民クラブの清水治です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、会派を代表し、一般質問をさせていただきます。

その前に、去る3月11日に発生をいたしました東日本大震災によって、多くの被災された皆

様に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。とともに、一刻も早く復興されますことを心より願いたいと思います。

これよりは質問席にて質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは最初の質問ですけれども、廃棄物減量等推進員ということでお尋ねをさせていただきます。

去る平成22年12月22日付にて、各自治会長さんに廃棄物減量等推進員の推薦依頼ということで依頼をされております。そこで質問をいたします。

廃棄物減量等推進員の依頼がなぜ今なのか。平成21年3月に出されました一般廃棄物処理基本計画の中で、廃棄物に関する情報公開の推進及び普及啓発で、住民に対して積極的な情報公開、住民の意識の啓発、環境の教育、環境学習の推進やごみの減量、再資源化についてのアイデアや意見を聴衆したり、情報提供に努めると明記をされております。この一般廃棄物処理基本計画を出された時点で、この推進員を選出されるべきではなかったのかなあというふうに私は思います。それがなぜ今推進員をということに要望されたのか、その辺のことをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） おはようございます。

それでは、清水議員からの御質問で、廃棄物減量等推進員の依頼がなぜ今なのかについての御質問にお答えさせていただきます。

平成21年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物減量等審議会委員からの答申を踏まえて策定したものでございます。策定時における審議会の審議内容の中で、廃棄物減量等推進員が未設置であることが御指摘いただいております。承知し、設置の必要性も認識していたことを前任者から聞いております。

しかし、推進員を依頼する時期については、粗大ごみ有料化開始も計画しており、有料化に関連したごみ出しの徹底をお願いする時期が、市民・自治会に向けた意思啓発と合わせた方が賢明であると考え、今回の選出依頼となりました。何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） 今の部長の答弁ですと、一般廃棄物処理基本計画を立てられて、審議会等もなされた中で推進員がまだ形成されていないと。その中で形成をするという形の中で、今回のごみの有料化の中で、一緒に推進員を立ち上げていくというようなお答えでしたけれども、これは推進員さんの仕事というのは大変なことになるとも思いますけれども、自治会長さんへ選出依頼をされて、私の方でお聞きしましたら、2月末が一応選出依頼の期限ということで

お聞きしております。今後、廃棄物減量等推進員さんというのは、本当に大変な役割になると思うんですけれども、現在全自治会、96自治会あると思うんですけれども、その中で2月末が期限ということで、どのぐらいの推進員さんが今出されているのか。その推進員を出すための説明、各自治体に行かれて説明をされたということがあるのかどうかということも、一緒にお聞きしたいと思いますけど、よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 推進員の選出について説明に行かれた自治会はあるかと、現在全自治会より選出されたかについての御質問かと思しますので、お答えさせていただきます。

選出についてでございますが、まず選出について御尽力いただいている各自治会の方々に感謝申し上げます。自治会へ説明会という形で担当がお邪魔したのは、二つの自治会でございますが、電話での説明や来庁されての説明依頼は数多くあり、その都度対応しております。

提出件数は、今現在96の自治会の52自治会から選出いただいており、まだ総会等で決める等の理由で44の自治会から連絡待ちしているところでございます。

推進員におかれましては、一般廃棄物処理基本計画に掲げる排出抑制に向けた取り組みに対し、市民との参画と協働のパートナーシップとしての御協力をお願いしたいと思います。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） 今後、この廃棄物減量等推進員さんを中心とされて、瑞穂市の一般廃棄物処理基本計画が進められていくこととなると思うんですけれども、この間いただきました包括外部監査の結果報告書の中でも、2町が合併して7年以上過ぎているのに、まだごみ問題があまり進んでいないというような回答が書いてありました。その中で、推進員さんを早目に結成をしていただいて、住民の啓発とか、そういったものも進めていただいて、もともとは旧巢南と旧穂積町のごみの統一というのが、私は基本的なあれになっていると思うんですけれども、そういったものも今後進められると思うんですけれども、早急に進めていただきたいなというふうに思っております。

これについて市長の方から、計画とか、そういうものがあればお聞きしたいなと思うんですけれども、市長、どうですか、この推進員さんについて。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、清水議員の質問に対しまして、担当の環境水道部長の方からお答えをさせていただきましたとおりでございます。今回、粗大ごみの有料化にあわせまして、この減量化にしっかり取り組みたいということで、各地域に推進員をとということでお願いをいたしておるところでございます。旧巢南の方におきまして、過去にここに推進員という形であ

ったところでございますが、改めてこういった審議会を設けまして、御答申いただいて、それに基づいて本格的に進めたいということで、こういう準備をいたしておるところでございますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

いずれにしましても、ごみを初めとしましていろんな審議会を立ち上げまして、いろいろ実施に移そうとしておる段階でございますので、その点も御理解いただきまして、これからいよいよ計画いたしました。御答申いただいたことに対しまして、本格的に実施に移してまいりたいと、こういう段階に入っておるので、そこら辺も御理解をいただきますようお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） どちらにしまして、早急に廃棄物の減量とごみ出しの統一に向けて進めていただけるようお願いをいたしまして、この質問は終わりたいと思います。

それでは、引き続きまして背割り水路と都市計画についてということで、前回平成21年6月の議会において、背割り水路の後退について質問いたしました。そのときの市長の答弁に、道路整備審議会において、この後退のことについてはきちっと位置づけをしていきたいとのことでしたが、その審議会の経過についてお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） まず、背割り道路の関係についてお答えさせていただきます。

道路整備審議会におきましては、平成22年4月に道路整備審議会より答申をいただいておりますが、答申につきましては、幹線の道路事業計画、それと生活道路を中心にした道路整備計画について協議・検討をいただいております。

その中で、特に区画道路につきましては、商業系、それから工業系につきましては8メートル、それから通常の区画道路については6メートル、それから集落内等については4メートルというふうで答申をいただいております。

背割り道路につきましては、基本的には旧の穂積時代から穂積地区の方にあるわけですが、水路を6メートル道路にするということで皆さんに御協力をいただいております。市内の区画道路の整備水準を上げるためには、昔の耕地整備ですので54メートルで、30軒に1つずつ水路があるわけですが、この水路を道路にして整備をしていくということで、整備水準を上げるためにも、この道路をこのまま従前どおり背割り道路として、今後とも整備をしていきたいというふうに結論づけております。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） 道路整備審議会においても、今までどおり水路後退を、中心より3メ

ーターということで、将来的な6メーターの道路をつくっていくということで答申されておるということですが、平成22年度において瑞穂市内、この水路後退があるところの開発は、大体何件ぐらい今開発されておりますかね。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 平成22年度の現在の状況でございますが、確認申請の受け付け件数は304件です。そのうち背割り後退をお願いしている件数は30件です。それで背割り後退ということで後退の協力をいただいた件数が21件でございます。そのような状況です。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） すみません、今の開発件数がちょっと聞きづらかったもので、もう一回教えていただけますか。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 304件でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） 今お聞きした304件、かなりの件数で開発されておるということで、その中で背割り水路の協力をしていただいておりますのが、約1割行くか行かないかということですよ、30件ぐらいということですよ。ということは、今お願いをしている背割り水路の要望というんですかね、それがなぜ買い取りに協力をしていただけないかということの中で、私が思いますのは、買い取りを協力いただいた方につきましては、土地の買収というのか、収用ではなしに課税になっていると思うんですよ。要するに、買い取りをしていただいてもそのお金に対して税金がかかると。それと、買い取りをしていただくためには、捨てコンを打ってコンクリートで表面をあれしてからでしか買い取っていただけないということで、協力をされる方してみれば、ひょっとしたらマイナスになる可能性もあるということですね。ですから、その中でこういったものに対して、道路計画のための収用という形の中で、これは非課税にならないかどうかということをお聞きしたいんですけど、これはどうなっておるんですか。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） すみません、今ちょっと誤解が一部あるようであれですが、建築確認の申請があった件数が304件ということです。そのうち行政側から背割り後退の路線が決まっておりますので、その件数が30件です。そのうち協力いただいておりますのが21件ですので、御協力いただいていない件数は9件でございます。その辺があります。

それから、議員御質問の収用の関係でございますが、基本的には水路ですので、水路を道路にするという計画でございます。収用を受けようとする道路認定が必要になってきますし、

それから今後の計画、当然道路計画を立てる必要がございます。議員御承知のように、まだ今の地区の中で、背割り後退で道路ができた路線というのは、正直言ってほとんどないに等しい状況でございますので、今後整備を進めていくという状況ですので、これが収用に当たるかというのはなかなか難しいと。道路認定をかけてしまいますと、逆に後退が完全に発生しちゃいますので、その辺をまた道路として取り扱うかまだ道路ができていませんので、それを道路として取り扱いをするかということも問題になってきますので、そして水路としては、当然水路で買収するということですが、市の方の計画が道路ということで位置づけておりますので、いずれにしても収用については難しいということですので、現在、買収という形で御協力いただける方については一般買収の形をとっております。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） どうもすみません。私の方もちょっと勘違いをしまして、要は建築確認が304件ですね。ということは家を建てられるということか、そういったあれが304件。で、後退の要望というのが30件ぐらいということですね。すみません、私もちょっと今勘違いしました。

ただ、なかなか道路用地という形よりも、都市計画の中でいずれは家がたくさん建ってくる中で、今の水路幅の拡幅というような形で買収をかけていくというんですかね、そういったものやっていた中で、将来はそれを道路に使うなり、そういった方向性を持っていくという方向も一つの案じゃないかなというふうには思うんですけれども、その辺はどうなんですかね。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 先ほども申しましたように、片や道路整備計画がある。それと、水路も当然必要ですが、水路としては今の幅員で十分であろうかということもございますが、税法後の関係もございますので、一度その辺は担当部局と協議をして、できるだけ有利に働くように検討したいと思います。よろしくお願いします。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） その辺の検討もよろしく願いをしておきたいなというふうに思います。

それでは最後に、都市計画について少しお尋ねをさせていただきます。

今現在瑞穂市は、岐阜都市計画区域に一応含まれております。その中で、本巢ももともと岐阜都市計画区域内に入っておりましたけれども、どうも離脱をされたというふうにお聞きしております。瑞穂市は、将来、道路、水路、そして今審議をされております下水道の関係ですね、

こういった推進を含めるために岐阜都市計画区域から離脱をされて、瑞穂市独自の都市計画区域というんですか、そういったものを形成されるつもりがあるのかどうかというのを、少しお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 瑞穂市が今入っております岐阜都市計画区域は、岐阜市、瑞穂市、北方町、岐南町、笠松町の2市3町で広域の都市計画を結んでおります。一体の都市として総合的に整備・開発及び保全をすべく、市街地の広がりや住民の生活基盤など考慮して、現在の都市計画がしかれてございますが、先ほど申されましたように、合併に伴いまして、本巢市は旧の糸貫町の一部が都市計画の区域の中にあつたわけですけれども、全体を考えるとということで、本巢市については旧の根尾村は別ですが、本巢市以南は入っております。

これにつきましては、それがいいか悪いかということになるかと思いますが、瑞穂市が単独で都市計画をしいた際に、デメリットの方が多いいのではないかというふうに考えております。特に旧の巢南町につきましては、西地区、中地区が農振農用地に入っております。これを入れたときに土地利用やなんかの規制が当然出てきます。市街化調整区域という形になってきますので、今、農振農用地の整備に関する法律の中で農振農用地になっております。これは農地を有効的に活用していくという中で、特に十七条、十八条地区、それから田之上地区には、工場適地というのも持っておりますが、これが市街化調整区域に入りますと、こういう土地利用もできなくなる。それから、岐阜巢南・大野線のバイパスの予定線につきましても、市の総合計画の中では、流通施設とかいろんな土地利用も考えております。こういう計画が瑞穂市単独でしいた場合には、先ほども言いましたように当然調整区域になってきますので、その辺の土地利用が農地法自体も昨年の6月から厳しくなっておりますので、土地利用の抑制の方が強いんじゃないか。農地を保全していく面については、それもあつたんですが、土地利用の面から考えるとメリットがないのではないかと考えておりますので、今のところ広域的な形で、特に隣接の岐阜市、そういうものを含めた都市計画を進めていった方が有利ではないかということで、今のところ離脱は考えておりません。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） この都市計画というのは、都市づくりというんですか、まちづくりの一つの基本計画になると思うんですけれども、その中で、今言われました旧巢南は農振地域というんですかね、要するに都市計画外という形になっていると思うんですけれども、要は、もしこれから住宅が多い、これからあそこのユーストアの通りとかを通ったときに、その沿道を商業地域とかそういうものになる可能性だって将来はあると思うんですけど、その中で、この岐阜都市計画区域に入っているということは、もし市街化とか、そういったものを指定する際、

これは全体の中で面積割合とか、そういうものが決まっておると思うんですね。だから、なかなか市街化にしたいといっても全体で考えますので、市街化にしていられないとか、そういったものがあると思うんですね。それを瑞穂市は独自として、もし将来的に都市計画をしいたときには、瑞穂市としてここを市街化にするとか、そういうことはできるんですか、どうですか。その辺をちょっとお聞きしたい。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 先ほど言いましたように、近隣で本巣市が単独都計をしておりますが、基本的に市街化区域は前回の線引き、岐阜都計に合った線引きの中で動いておりますので、基本的には規制がかかっただけですので、同じようなことをしますと、先ほど言いましたように、二重の規制がかかるだけですので、開発という面では抑制されます。当然市街化調整区域につきましては、市街化を抑制する区域ですので、農地を保全していくという区域が市街化調整区域です。2次的には、市街化区域が満タンになった場合については外へ出ていくということになります。また瑞穂市では未利用地がかなりの面積を占めておりますので、逆にメリットというのはないかというふうに考えております。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

14番（清水 治君） どちらにしましてもこの都市計画、要するに都市づくりの基本となるということで、今後瑞穂市の道路計画及び下水を含めた水路、そういった計画を立てるに当たっては、都市計画が私は基本になってくのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ背割り水路の後退についても、しっかりとした位置づけをしていただいて、この都市計画の中で、きちっとしたものをつくっていただきたいなあというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、以上のことをお願いしまして、私の一般質問は終了をさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で、清水治君の質問を終わります。

次に、みづほ会、堀武君の発言を許可します。

堀武君。

1番（堀 武君） おはようございます。

議席番号1番、みづほ会。通告に従い、教育現場における校長と校長室についてと、本田コミュニティセンターについて質問させていただきます。

以下、質問席にて質問します。よろしく申し上げます。

私はこの質問に当たりまして、議員になりましたちょうど3年前ですけど、北中の卒業式において校舎内に入るのに、土足より上履きに履きかえた後、案内され、そのまま校長室に入る

うとしましたけれども、そのときに上履きを脱いでくれと、靴下のまま入ってくれと言われて違和感を覚えました。そして2回目ですけれども、同じ3月の卒業式に、私としてはその理由のない、校長室が畳の部屋なら私もわかるけど、上履きを脱いでじゅうたんの部屋に上がる、ここでもじゅうたんを敷いてあるでしょう、そのようなことを指摘されたことに、ほかの方はそれはいろいろ、今ため息をついておられる議員もおりますけれども、私にとっては屈辱的な行為だと。そのような形で市民の皆さんに、上履きを脱いで上がれということはいかなるものかと。私が知っている範囲では、それは皆さんの市はわかりませんが、問い合わせたところ、大体おかしいと。ある人によっては、そんなじゅうたんなんかめくってしまえばいいじゃないかと言う人もおりました。

また、ある元校長の方にちょっとお聞きしたところ、校長室が砂とか云々で汚れるから、管理上お金がかかるからというようなことで、子供さんを含めて上履きを脱いで上がるというようにしたと、その元校長さんは言いました。その費用を出してもらえばいいじゃないか、一回行政に問い合わせしてくれと、そういうようなお話でしたけれども、今はもっといい真空掃除機とかいろいろあります。そういうようなもので校長さんも5分ぐらい早く出てきて、自分自身で校長室をきれいにすれば、私は済むようなことだと思っております。そのようなことで、私自身としては、そのような不合理性を私自身だけかもわかりませんが、屈辱と感じたことに関しては、私はだれにもとやかく言われる筋合いはありません。

ですから、私は今回の卒業式に関して、校長室には入らんと、会議室の方に行きましたけれども、ただちょっと言葉が強かったものですから、これに関しては多大な迷惑をかけたことに関しては、個人的におわびを申し上げますけれども、その行為に関して、私はどこへ行こうとも、私の信念でありますから、ただ、これに関してどのような答弁がいただけるのか、教育課の答弁をいただきたい。これも校長さんに聞いていただけたかどうかそれも問題で、勝手に判断されていたら、私も非常に不愉快であります。

これに関しては、私は教育課の課長に校長室に入るのに上履きを脱いで入るのはどういう理由か問いかけたところ、その問いに答えると言いながら、私のこの問いに答えてないんですよ。一般質問をさせてもらったが、わからんからということを使ったから、校長さんに聞いてみますと。返事をしますと。違いますか。その答えを出していない、その不誠実さ、その不誠実さはどこにあるんですか。私自身が責められるならば、その前の教育委員会の校長さんに聞いて、こういう過程でこうやとってくれれば、私もきょうのような形で言葉が強くなることなく、ああそう、じゃあというようなことは言えたと思います。違いますか。

そして、今回の北中の卒業式、卒業生の答辞を聞かれましたか、どう言われたと思いますか。廊下をきれいにしていましたと、これに近い答弁をされているんですよ、答辞で。中学生が。中学生が卒業に対して廊下をきれいにしておると、そのようなけなげな母校としての愛校心

がある教育の現場で、じゅうたんの部屋に上履きを脱いで上がるというこんな文化がどこにありますか。例えば幾らふかふかのじゅうたんであっても、欧米人は土足のまま、中近東の方だって、ペルシャじゅうたんだって土足のままでしょう。ただし、日本の文化で畳の部屋にはそういうものを脱いで上がる、そういう日本独特の文化は僕はあると思っております。そういう観点からも、私のこれから問うことに関して、誠実に答えてください。いいですか。

日本の教育に対する関心は、聖徳太子の時代の遣隋使に代表されるように、国家の形成は学問にあり、その手本を中国に求め、律令制度など法体系の整備の手本、漢字、仏教など多くの文化が多くの人々の手により公家社会の中で体系化され、日本の基礎が構築されたことは、現在だれもが認めることであると思います。ただ単に、日本の文化は漢字社会でしょうか。その後の日本の独自の万葉仮名、平仮名、片仮名を使用することにより、より幅の広い日本独自の文化を築くことができたと思います。

この日本独自の習慣の一例として、住宅の中で特殊な家庭ではない限り土足で上がる家庭があるでしょうか。これは日本独特の文化で、家の中には神仏が祭られ、感謝をあらわすのに、外で歩いた不浄の足を清め、心から仏心の宿る家屋に感謝をし、その対象にもしたと思います。

教育に関しては、義務教育化され、以前に親は最低でも読み書きができるよう寺子屋等に子供を通わせ、そういうような社会環境をつくってきました。明治になり、義務教育となり、教師は聖職者として教育に務め、親は教師を信じ、生徒は多くを学び、生徒は教師を恩師としてあがめ、その学び舎を母校として、神聖なる場所として心に刻み、よりどころとされたことと私は思っています。

今回の地震のときにも大勢のマスコミが言っております。この精神文化があるからこそ、秩序ある態度で避難の皆さんが秩序を乱さず、弱い者を助け、そういうような精神が中国、韓国、すべてのメディアがこの精神を学ばなくてはならないと言っている。これは日本ではないんですよ、中国にしる韓国にしる、欧米にしるそういうことを言われているんです。ですから、私自身はそういうような精神文化が日本にはあることを前提にして、そのような不合理な文化のことをどう思うのか、これは何も管理上の問題ではありません。そういうようなことで、少し教育長、この精神面での歴史観・教育観、ちょっと答弁願えれば幸いだと思います。

議長（小川勝範君） 堀君に申し上げます。答弁者は市長と書いてありますが、教育長でよろしいですか。

1番（堀 武君） はい、結構です。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） おはようございます。

歴史観・教育観というようなことで、大変難しい質問をいただきました。

議員が述べられた日本語、それから日本の住居、それから神仏信仰等にかかわるそういった

歴史観にかかわってお話させていただきたいと思います。

まず、日本語ということで中国から漢字を取り入れて、平仮名、片仮名ということで、日本の言語ができ上がってきたわけですが、言語は文化の中枢に位置づくと言われます。特にその国独自の言語が失われるようなときには、その民族の存亡にかかわる危機と言われます。

我が国の文化の中枢を担っているものが漢字・仮名の発達であり、この漢字・仮名交じり文が、我が国の現在の文化の発展を支えてきたと思っております。また住居につきましても、西欧社会の石の文化に対して、我が国は木の文化が発達しました。これらは日本独自の気候や自然風土の適した建築方法として定着・発達してきたものと考えられます。四季を通じて湿気の高い我が国でございますので、その対策が必要な我が国では、木や畳、紙などの通気性のよい建築材を使用し、床も高くなってきております。

その中で、下足を脱いで家に上がるという文化は、我が国の中ではくくまれました。神仏をあがめるということに関しても、台風や洪水といった自然の災害、人知ではどうすることもできないものへの畏敬の念もそのもとにあると考えますし、近くの例では、川崎平右衛門の川崎神社、それから木曾三川の平田神社の存在もそういった自然への畏敬の念が、またそれに対しての活躍していただいた方への尊敬の念があって、その神社が建立されたと思っております。

議員の指摘された歴史観・教育観にかかわって一部触れさせていただきましたが、それぞれの事実について、歴史観・教育観はにじみ出ると思っておりますので、全体的に一言で述べるということは難しいなあと思っております。以上でございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1 番（堀 武君） では、本当に教育長の前向きな発言で、そういうような歴史観・教育道徳観を持っていただければ幸いです。ただし、私はこの一般質問でずっと指摘した流れというのは、どうしても納得のできない形なものですから、教育長にお伺いします。

瑞穂市内の教育の現場で、校舎内に土足でそのまま授業等をなされている学校はありますか。またいかなる理由ですか。次に本巢市、北方町もどうですか。2、3一緒にですけど、お答えください。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 瑞穂市内の現場で、校舎内へ土足で入って授業を行っている学校があるかという質問でございますが、市内の全小・中学校、保育所・幼稚園を含めて、土足で授業を行うような教育施設はありません。

理由といたしましては、先ほど穂積北中学校の3年生の生徒の答辞を紹介していただきましたが、校舎内を清潔に保つため、また集団で生活をしておりますので、安全を確保するために土足ではなく上履きということでございます。

議員指摘の寺小屋におきましても、玄関で靴を脱ぎ、夏は素足、冬は足袋といった習慣が我が国では位置づきました。2002年の調査によりますと、神戸市では土足で授業を受ける学校が大変多く、96%が土足で校舎に入っております。しかしながら、神戸市でも統廃合が進み、新しい校舎の建てかえを契機にして上履きを使用する学校がふえてきております。土足では雨の日、廊下が泥だらけになっていたが、上履きを使用し始めてからきれいな校舎が保てると、神戸市の校長が言っておるという言葉もあります。

また本巢市、北方町においてはどうかという質問ですが、すべて上下足は区別し、上履きを使用しております。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 教育長の御答弁のとおりだと思っております。きれいな校舎で皆さん上履きを履いて、そして上下の区別をしながらやっておられると思っております。そのような校舎に、例えば来校された方に、上履きにかえてくれと言われて上履きにかえたのが、校長室に入るのに、なぜきれいにしてある廊下云々でやっているのに、校長室に入るのに上履きを脱いで入ってくれ。これが和室なら私もわかりますよ。ある方はじゅうたんやろうでと言っておられるけれども、私自身としては、これに関しては上下の区別をされているような、校舎の中で、校長室が来校者や生徒を含めて、上履きを脱いで上がらなきゃならんという、この不合理性を私は感じるものですから、それを言っているのでありまして、その不合理性に関して、例えば次の件で結構ですけれども、瑞穂市の学校は何校、校長室に入るのに上履きを脱いで入るように指示しているのか、それはいかなる理由で正当な理由が何なのか。そしてこれに関しては答えてもらえればいいですけれども、各校の校長ですけれども、前任の場所でそんな学校に勤務していたのか、ここに入って初めてなのか、その辺を含めてまとめて答弁していただければ結構ですし、あとは次のあれにしますけれども、その辺答弁してみてください。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 校長室にスリッパを脱いで入る学校があるかということでございます。スリッパを脱いで校長室に入っていたくようお願いをしている学校は、瑞穂市内では穂積中学校、それから穂積北中学校があります。巢南中学校においても、この2年ほど前までは校長室入室時にはスリッパを脱ぐようになっておりました。巢南中学校においてもスリッパを脱ぐようになっておりましたが、この2年ほど上履きそのまま入るというように変わってきております。

これはそれぞれの校長の考えといたしますより、校舎の建築の設計といたしますか、仕様の中で校長室にじゅうたんあるいはカーペットを敷いてある学校については、床をきれいに使うために上履きを脱いでいただくということが今行われているのであって、現在の校長が着任する以

前から、開校の折からそのようにルールがなっておるのでございまして、今の校長が考えてじゅうたんを敷いたとかそういうことではございませんので、御理解いただきたいと思います。

また、理由については、先ほども触れましたが、カーペット敷きとかじゅうたん敷きの上をたくさんの者が生活する廊下を歩いた上履きをそのまま入るといことは、本来の床の汚れがつきやすく、清潔に保てないという理由でございます。

穂積中学校、穂積北中学校、また最近まで巢南中学校がということでございしますが、じゃあ、残りの小学校はと、これは校長室がフローリング材やピータイルの床になっております。これは水ぶき等で簡単に清潔に保つことができるということで、校長室のつくりそのものの違いによって、現在の上履きを脱ぐ、脱がないという違いがあるということでございます。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 巢南中では2年前にした、北中は私が見たら普通のカーペット、これよりも大変失礼ですが悪いようなカーペットですね。だから、私が言いたいのは、教育長の答弁は答弁でいいんですよ。だから、今の校長がやっぱり引き継ぐのか、これはもうその時期ではないのか判断をして、適正な日本の文化になじまないようなことでしたら、上履きのままでもいいじゃないですか。めったな名前は言えませんが、1畳980円ぐらいのカーペットを売っていますよ。それをずうっと並べて適当にあれすればきれいになりますよ、今のじゅうたんが汚れるのが嫌だったら。

そして、これも例えば今大震災で、学校の場合は緊急時が多いですよ。緊急時が多いのに、例えば校長が中のスリッパで外へ出ていくときにそのままで行くのか、緊急時に職員がそこへ入るのにスリッパを脱いで入るのか、そんな不合理性は僕はやめるべきだと思っていますけど、教育長、どう思いますか。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 緊急時の校長室への出入りということでございますが、緊急時にはスリッパを脱いで入るといった必要は全くありませんし、現場でもそのように動いております。

また、逆の例ですが、毎年学期の頭に火事や地震への対応で、子供たちは避難訓練を行います。その避難訓練において下足に履きかえるというようなことは一切なく、上履きのままグラウンドまで避難をするということが通常でございます。その後、ぞうきんで靴底をきれいにし、そしてまた校舎内に入るということをやりますが、緊急時の対応につきましては、今、逆の例でも説明させていただきましたが、全く別なものとして対応しております。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 全く別な形で対応をしているという答弁がありましたけれども、全く別

でなくして、こんなことは一体にしなければおかしいと私は思っておりますけど、これに関しては、一回、私は北中の校長さんと、それから穂中の校長さんに公開質問を出させていただいて、その答弁をいただくということで、この質問に関しては終わらせていただきます。精神面についての教育長の答弁に関しては、本当にそのとおり、私はこれから日本というのはその精神文化のよさでもっているだけで、その一つの柱をなくしたときには、本当に国家の崩壊が始まるように、今度の大地震でもそうですけれども、やはり高い精神力というんですか、文化精神があるからこそ、お互いに助け合おうという精神で、中国においても地震のときには不手際というんですか、いろいろなことがあったのに、日本に関してはそのようなことがないということは、その高さを日本人として私は誇るべきだと思っております。

次ですけれども、本田コミュニティセンターですけれども、本年度予算は幾らでございましょうか。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

それでは、本田コミュニティセンターの本年度の予算でございますが2,450万6,000円で、前年度比139万3,000円の減額でございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） では、外部監査から指摘事項があったと思いますけれども、総務部長としてはこれの管理責任があると思うんですけれども、指摘事項に関してどのように思われたのか、対処されるのか、これからどのようなコミュニティセンターの運営がいいのか、ちょっとその辺をまとめて結構ですけど、御答弁願います。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、ただいまの御質問は包括外部監査の指摘事項と、そしてどのように対応するかということでお答えをさせていただきたいと思えます。

外部監査の方で指摘を受けた事項としましては、歳出を減らすとともに収入額をふやす方法として、利用料金の見直し等検討できないか、施設の利用率、利用者が増加する方策を検討すること、施設の規模が違うのに施設管理公社へ払っている業務料が同一なのはおかしいのではないかと、そのような御指摘をいただきました。

本田コミュニティセンターにつきましては開館より2年が経過しました。コミュニティセンターのとらえ方にはいろいろな御意見があらうかと思いますが、市の公共施設として、またあるときは貸し館事業として、また地域の活動拠点、交流施設として、またあるときは、だれもが自由に入出りできる第三者の居場所であると考えております。まだ新しい施設ですので、市民の皆さんに十分PR等が進んでおらない部分があるかとは思いますが、今後とも広報なりホ

ームページ等でPRするとともに、自主事業も行っております。コミュニティセンターへの周辺のチューリップの球根の植えつけとか、ヒマワリの種まき等、地域の皆さんのボランティア事業も行っております。ぜひ、地域の皆さんに愛され、利用されるコミュニティセンターであるようにPRを進めていきたいと思っております。

なお、この2月末現在で、利用者は今年度は3万2,862人で、昨年度の総数に比べては1,000人ほど多くなっておりまして、使用料の方も99万2,000円で25万円ほど既に多くなっておるといことでございます。利用料金の見直しということで御意見をいただいておりますが、利用者の方がより一層利用しやすい体系、また他施設とのバランスも考慮して検討をしたいと思っております。

また、施設管理公社への業務委託につきましては、窓口とか夜間の受け付けでございますので、施設の大きい小さいということではなくして、同一料金になっておりますが、そのあたりも今現在としてはやむを得ないと思っておりますが、管理体制そのものも一度検討する余地があるかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） 私は、本田コミュニティセンターに関しては再質問になっておりますけれども、少しだけインターネットの件で誤解を生じておるようなことがあるもんですから、なぜインターネットが必要かと、何も個人的なことを利用しようとか、そうではなく、これを引くことにおいて、例えば本田コミュニティセンターの利用、それをインターネット上にすれば、申し込みにコミュニティセンターまで来なくてもできますし、そして1ヵ月の利用状況というか、申し込み状況も掲示することによって、一般市民の方に利用しやすい体制ができると、そのような意味と、それから今度のように災害時における利用も、確かに携帯電話ではすごく能力があるもんですから、それで終わるようなことも多いですけども、会議とか講演会、講習会をやられても、そこに出席しなくても、家において会議も参加できますし、講師の方もセンターまで来なくても、その会議に遠くにおいても参加することができる、そういういろいろなメリットがあるからこそ、私はインターネット上の必要性を説いたのであって、決して個人的なことで、あと教育次長にも聞きますけれども、個人的な講習会をやってくれとか云々とか一言も要求しておりません。だから、そういうような形で今最先端に行く。

この間、NHKの7時30分からネット放送のことをやっておられたでしょう。東京のフルマラソンですか、あの方は外国人の方ですけどもネット放送をやられて、NHKでも巨大な機械を持っていかなくてもできる利点があって、そのように日々進歩しているものがインターネット業界だと思っております。そういう意味で、マイナスになる点はやめればいいんですよ。プラスになることだけして、マイナスになる、後の質問に出てきますが、そういうことをやら

なきやいいだけのことで、そのようなことで、私の言っていることに対して、総務部長、御答弁ください。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ただいまの質問は、多分大きく二つだと思っております。1点はインターネットでの申し込み等ができないかと、そうすると便利だよと。もう1点は、インターネットをフルに利用できる設備を設置することによって、この施設の有効利用がかなり増すのではないかという2点だと思っております。

それで、インターネットによる施設の予約というのは、どこの市町村もやっているようではありませんけれども、あの中身を見てみますと、本当に施設があいているかどうかというチェックしておるだけの市町村もございまして、それを見て申込書だけ出して送ることができるよというところもありますし、それが全部使用料とか何かにも連携しておるというところもありますが、なかなかすべてがきちんとしておる市町村というのは数少ないと思いますし、それをきちんやりますとかなりの費用が要ります。ただ、インターネットの申し込みについても、一度研究をして、全体的なことではございますので、また一回検討したいと思っております。

2点目のインターネットをフルに装備してというのは、時代としては、特にホテルの会議室とか、そういうことをやればという部分もありますし、いろんな使い方ができて幅が広がるということは承知しております。一回、コミュニティセンターでというのがどうかという部分もありますけれども、そうした施設がこの町に必要なのかも含めて、もう少し研究もさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1番（堀 武君） よく精査していただいて、利点とマイナスの点は多分にあると思いますけれども、その点は考慮しながら検討してください。

教育次長にちょっとお聞きしたいのは、教育次長も間違っていたら間違っていると言われないうちだけ、パソコン講座を町のときにやられて、市になってからやられてないような言い方だけ、私は、市になってから基礎講座をたしか受けていると思うんですが、この辺はどうですか、答弁してください。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 12月の議会におきまして、堀議員から突然の質問でありましたので、私の記憶の中で答弁をさせていただきましたが、その答弁の中で、市になってからパソコン講座あるいは何年までということは申しておりません。この講座も今はなくなっておりますと答弁をさせていただきました。これは議事録でも確認をしておりますが、現実的には巢南公民館においては、平成21年度までパソコン講座を実施しておりましたので、それを私も承知してお

りますので、平成22年度、今はなくなりましたと、こういった思いで答弁をさせていただきました。ただ、説明不足で誤解を招いたことはあるかと思っておりますので、おわびを申し上げたいと思います。以上です。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1 番（堀 武君） それから、公的機関にパソコンを置かないというなお話をたしかされたようですが、学習館ですか、あそこに2台置かれているような話を聞いておるんですけど、その整合性はどのようにお考えなのか、ちょっと答弁してください。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 御質問のときの公的機関につきましては、公民館あるいは市民センターについてという御質問でしたので、私は公民館、市民センターについてという思いで公的機関ということをお答えさせていただきました。学習館ですが、確かにパソコンが2台置いてあります。これは目的があって、図書を閲覧するための資料の検索ということで、そういった目的のために置いてございます。そのために、一般のパソコンの開放とは違わせて、いろんなセキュリティーが設定してございます。例えば掲示板とかチャット、Webメール、オンラインのゲームあるいはトレーディング、ショッピングやカタログ等のサイトは規制がしてあるということでございます。以上です。よろしく申し上げます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1 番（堀 武君） だから教育次長、そのようなことができるならば、また蒸し返していかんですが、コミュニティセンターに置いたって、そういうセキュリティーをかければいいだけのことでしょう。何も頭から公的機関にはだめというのではなくして、もう少し前向きに考えていただければ、私は結構だと思っております。

教育次長、後は重箱の隅をつつくような質問になるもんですから、これは議長にお許しを得ていただいて、割愛をさせていただきます。議長、そういう形で、答弁いただければあれですけど、割愛をさせていただきます。

議長（小川勝範君） 堀君に聞きます。

通告の質問を取りやめるということですね。

1 番（堀 武君） そうです。やってもよければやりますけれども、大体答弁の中に含まれておるもんですから、それに関して小さなこととか云々で、教育次長も答弁に困られると思いますから、それ以上はしないつもりです。

最後に市長にお尋ねします。

私はインターネットの件を含めて、12月では質問をさせていただきました。そして、総務部

長と教育次長の答弁を参考にしたいというお話でしたので、その内容はそんなには変わっていないとは思いますが、前向きな答弁といえますか、私の言いたいことは、十分に前回のときは反映された答弁ではなかったと思うものですから、あえて市長にお答え願えれば幸いです。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

本田コミュニティセンターに関係しまして御質問いただいておりますのでございます。特に、パソコン関係の設置等々についても御指摘をいただいておりますのでございます。このことにおきましては、先ほど来から総務部長、また教育次長の方からお答えをさせていただいておりますが、このパソコン関係におきましては、前向きに検討するように指示をいたしておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 最後に北中での私の発言に関して、関係者に多大な迷惑をかけたことに関しては、この場をかりておわびをしますけれども、ただし私は上履きを脱いで校長室に入るという行為に関しては甚だ理解もしませんし、私自身の中では屈辱的な行為だと私は思っております。以上です。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で、堀武君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

なお、再開は11時10分から再開をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

新生クラブ、若園五郎君の発言を許可します。

若園五郎君。

17番（若園五郎君） ただいま議長の発言の許可を得ましたので、会派代表の一般質問を行わせていただきます。

議席番号17番、新生クラブ、若園五郎。

お手元に配付してございます質問の順序を一部変えさせていただきますので、議長及び運営委員長に報告しておりますので、よろしくお願い致します。

1番、包括外部監査結果、2番、廃棄物の処置及び清掃条例について、3番、まちづくり条例案について、4番、職員の勤務評定について、5番、市長の新年度骨格予算マニフェストの評価について、順次質問席で行わせていただきます。よろしくお願い致します。

1番、包括外部監査報告の内容ですけれども、今回包括外部監査では、特に各施設の経営の現状や問題点、例えば部屋の利用率が低い、あるいは未利用不動産が多いというような監査報告が出されています。具体的に今回の質問内容について、一括で各担当部長に御説明をお願いしたいと思います。

1番、包括外部監査を実施して、この制度をどのように総括しているのか。二つ目、今回の包括外部監査結果についてはどのようにとらえているのか。施設運営について、財政面から反省からその考えはないか。今回の外部監査報告を通常の監査にどのように生かしていくのか。5番、今回の外部監査の結果をどのように公表していくのか、早瀬総務部長、奥田企画部長、松井監査事務局長、順次答弁をお願いします。以上。

議長（小川勝範君） 初めに、早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 失礼をいたします。

それでは、今議員さんからは2点の御質問がございました。

まず1番目には、包括外部監査を実施して、この制度をどのようにとらえているかということでございます。

この外部監査制度そのものの制度といいますのは、一般的に言われるのは、監査委員さんは他の執行機関、私ども行政の方とは独立しているんですけれども、監査委員事務局の職員そのものは、執行部の職員と人事異動等があり、どうしても独立性には限界があるというところで、第三者の外部監査制度を導入してはどうかと。そうすることによって、より一層行政の信頼性が高まるといった点で、この制度が全国的に導入されました。

基本的には県、政令都市と大きな市町村でございまして、私どものような小さな市町村では条例を設けて制度化をするか、しないかということで、現在は、このような条例を設けて実施している市町村は、数が少ないというのが事実でございます。

またこの外部監査については、包括外部監査と個別外部監査があります。包括外部監査は最少の経費で最大の効果を上げられるよう、組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化等が図られているかどうかを監査するというものでございますし、個別外部監査は特定の事案について、監査委員の監査にかえて外部監査を実施するものと一般的に言われております。

今年度の包括外部監査は、名古屋税理士会の外部監査の研究会のメンバーの税理士さんと弁護士さんを補助人に選ばれまして、将来の瑞穂市の健全なまちづくりに御提言をいただいたと思っております。指摘された事項については、全庁ぐるみで取り組みたいと思っておりますし、その経過をまた皆様に御報告を申し上げたいと思っております。

また、今回の御提言の中で、市民の皆さんに、またいろいろ御協力をいただかないかということがありますので、その際にはよろしくお願いをしたいと思っております。

2点目の包括外部監査の、もう少し中身に入っていこうかと思っておりますが、今回のテー

マは、公の施設の管理・運営のあり方という点でございます。内容は、学校を除いた各施設の概要、利用状況、経営の現状や問題点、ですから管理運営について、備品の管理について、施設の土地・建物について、委託契約、未利用不動産等についてと、短期間に多くの項目を実施していただきました。

全体の中で、このことを直したらいいかということが指摘された事項につきましては、備品の管理、それから不動産登記、目的外使用等について一部不備があるよと、しっかり整備しなさいよということでございます。

また、大きな提言としていただいたものは、二つの町が合併したのでやむを得ないが、面積が28.19平方キロメートルで、5万人のコンパクトなまちとしては類似施設が多いのではないかと。住民に施設の利用を促進する一方で、時代の変化で役割が薄れたものや重複する施設等については、やはり施設があれば人件費や経常経費が必要であって、また職員も一生懸命頑張るということでございますので、施設の用途の変更・廃止、また長寿命化計画など、今から市民に説明しながら、必要な施設のみに整理をしていくのを今から進めてほしいと、そのような提言でございます。

私どもも個々にいただきました結果につきましては、それぞれの担当課でどのように措置するかを検討してまいりたいと思います。また共通事項につきましては、全庁的に実施する予定であります。備品につきましては、確認事項を示して管理を徹底してまいります。使用料につきましては、すべての方がそれぞれの施設を利用されれば無料でも結構なんですけど、やはりどうしても一部の方がということになりますと、応分の負担というのはやむを得ないと考えております。施設の目的・特徴を再確認し、見直すかどうかも含めて検証し、その結果、見直すべき施設があれば、条例などの改正などをお願いすることになるかと思っております。

そのほか施設の統廃合につきましては、ぜひこの報告書をまたごらんになっていただきまして、皆様方の御意見をいただきながら、また少しずつ進めていくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

議長（小川勝範君） 次に、奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、私の方から若園議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

包括外部監査の結果報告書を私も目を通させていただきました。実に251ページにわたる分厚い内容でございますが、今年度は公の施設の管理・運営のあり方について、平成21年度の実績をベースに相当細かい部分まで検証されておりまして、その視点は、経営効率、いかに行政コストの削減を行うかの視点で検証がなされ、公共の内部には見逃してしまうようなこと、あるいは見過ごす部分が多くあると感じているところでございます。

ただ、この報告書を読みながら、公共が担うものは何かということのを改めて考えさせられた

のも事実でございます。市民の皆さんの貴重な血税を基礎としまして自治体が運営をされていることを思えば、行政事務、公共施設運営も経営的視点でもって臨む必要性が求められておりまして、今回指摘された意見は真摯に受けとめ、今後の事務に反映させていかなければならないと考えております。

しかし、先般の東北地方太平洋沖地震を踏まえ、あえて言わせていただきたいのは、公共施設の存在の価値を改めて感じておるわけでございますが、それは何かと申しますと、何か一大事が起きたときには、その地域の避難所、よりどころとなるのはやはり公共施設であるようでございます。とすれば、公共施設はその自治体の住民共通の財産であると。安心・安全の心のよりどころであると考えてよいと思います。単純に経営理念だけの物差しで考えてよいのか、やはり自治体の共通財産としてどのように位置づけ、活用して、地域の情報拠点として考えていくことも必要ではないかなということ、思うところでございます。

いずれにしましても、公の施設は市民の皆さんのための施設でありますので、市民の皆さんの税金で賄って運営しているわけですから、どういう運営の仕方がよいのか、あるいは合併を経てその施設はもう必要がないのか、幾らの使用料金なら御理解いただけるのか、それらさまざまな問題があると思いますが、すべてガラス張りの中で議論をしていただきまして、決めていただくのが本筋と思います。そうした事務を行政として行っていかなければならないということは痛切に感じておるところでございますが、使用料等の見直しにつきましては、既に第2次行政改革大綱にも明記をしております、既に平成23年度中には事務局を企画財政課に置きまして、庁舎内を横断するプロジェクトチームをつくって事務を実施し、成果を出していくよう考えておりますので、その方針どおり進めてまいりたいと思っておりますから、議員の御理解をお願いしたいということで、答弁とさせていただきます。

議長（小川勝範君） 次に、松井監査委員事務局長。

監査委員事務局長（松井章治君） それでは、若園議員さんの御質問にお答えいたします。

今回の外部監査報告を通常の監査にどのように生かしていくかという御質問でございます。監査委員のお答えとします。

今回の外部監査報告を生かすということは、報告を受けられた包括外部監査対象団体の議会、長並びに関係機関、委員会がこの結果に基づいて、どのような改善措置を講じるかということであり、監査委員はその事項、措置、改善を公表していく立場であります。

通常の監査にどのように生かしていくかとなりますと、現状の監査体制を改善し、監査改革を実施することかと考えます。事務局独立後、監査の充実に向け、定期監査を補うため、また内部統制を図るため、監査テーマを一つ決め、年間を通じて随時監査を実施しているところでありますが、昨年7月からは、専任職員2名による事務局体制となりましたので、さらに、今後は定期監査の内容、監査の手法、監査の結果、措置報告、庁内への情報発信等を検討し、さ

らに監査の充実が図られるよう改善したいと考えております。

また監査改革として、職員の意識改革、事務局の人材確保、監査能力の向上等が挙げられますが、この点につきましては、市長の方へ要望してまいりたいと考えております。

続きまして、今回の外部監査の結果をどのように公表していくかという御質問です。

外部監査結果報告は、地方自治法第252条の38第3項、措置を講じた場合は同条6項の規定により、監査委員が公表しなければならないことになっております。通常の監査報告と同じように、市の掲示場への告示とホームページへの掲載をいたします。以上であります。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 答弁ありがとうございました。

再度確認するという意味で、また質問をさせてもらいたいんですけども、総務部長にお尋ねしたいんですけども、今回の外部監査報告の中で、今言っている各施設の経営の現状あるいは問題点、あるいは未利用地の不動産が多く見受けられるということでございます。例えば総合センターの場合、今回の当初予算は1億7,000万円、音響施設に6,200万入っておるんですが、実際には、支出するのは大体1億ぐらいの運営費がかかると。その中で使用料は1,000万ぐらいというのが現状でございます、例えばですね。そうした中で、新たに今度防災センターとか、また巢南の市民センター等の利用度を含めて、市民の声を聞いて、今後行政は公共の福祉に供するということですので、今の段階でこういうような問題点について、総務部長の考え方をお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 施設もいろいろございますので、まずそれぞれの施設の設置の目的というものをいま一度確認し、それぞれの施設が、市民の皆さんに利用していただけるようにするにはどうしたらいいかということを考えていきたいと思っております。

また、使用料につきましても、ある程度の施設については、それなりの使用料をいただく必要もありますし、またその使い方によっては、減免・減額等も含めて、また休館日等も含めて、いろんな角度から一度検討をしていただいて、それぞれの施設の特徴を生かし、皆さんにより有効に活用していただけるよう、企画財政課の方を中心にしがてら、施設は全庁的にでございますので、総枠の中の位置づけとして考えて進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 今回は平成23年度の予算は150億ぐらいで、経常経費というような骨格予算というふうで市長の所信表明がございました。

先ほど総務部長の答弁の中に、再度個々に施設の総合点検をし、今言っている使用料及び減免の対応について再度チェックし、経常経費がこれ以上上がらない方策を考えていくと、そして市民の声も聞いていくということでございますので、今後、使用料減免等についての再度見直しを含めて、そういうようなプロジェクトを組んでいただきたいと思います、その考えを確認したいと思います。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、議員が確認されたようにということで、大体今指針をつくっておりますので、その指針をまたみんなで協議し、それに基づいて進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 奥田企画部長にお尋ねしたいんですが、瑞穂市の財政、すべての財布を握ってみえるのが企画部長でございますので、市長のオブザーバーでやってみえる中でございまして、それは皆さん御存じのとおりですが、今回の包括外部監査の結果報告の中に、経営効率あるいは行政コストの削減、今度消防の人件費あるいはラスパイレス等の見直しということで、非常に経常経費が上がってきておるのは皆さん御存じかと思いますが、今回の包括外部監査の結果報告を踏まえて、公共施設の内部の運営とか経営状況ですか、その辺担当企画部長として、今後どのように考えていかれるのか、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 先ほどお話ししました報告書を見させていただきまして、240ページから247ページにわたる中に、意見というのが集約されておるようでございます。議員も見ておられるように、この施設の空き状況の重複とか、そういうこともるる書いてあるようでございます。ただ一方では、公共施設というのは、市民が主体になって使っていただくということでございますので、いわゆる公の施設の存在意義と、それからあと費用対効果、受益者の負担の原則など、そういった価値判断があるわけでございますから、そういう物差しに当てながら考えていく中で、幾らの金額がいいとか、あるいはそういうような話にもなってこようかと思えます。だから、財政という大きな見方の中では、いわゆる運営コストを削減して、収入を上げればいいわけですが、そこら辺のところについて、全庁的にすべての施設がそういった観点を持って検討すべきだというふうに思います。

使用料については、先ほど総務部長も答えましたし、私もお答えをさせていただきましたように、既に見直しをするように、減免についても他市町村がこうだからということではないですけれども、他市町村の例なんかも調査を今既にしておりますが、そういった調査結果、あるいは空き状況なんかも考えながら検討をしていきたいというふうに思っておりますので、御理

解をお願いしたいと思います。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 大変ありがとうございました。

今回、総務部長と企画部長をお願いしたいんですけど、今回の監査結果の内容については、非常に厳しい指摘あるいは改善の内容が出ておりますので、長期的に時間をかけて、ただ経営効率だけじゃなくて、今言っているどこがあいている、そして市民の声を十分聞いて、使われておらんけどこういう使い方をやっておるもので、もうちょっとこのまま残してくれとか、いろいろと施設の統合とかいろいろ考えられると思いますので、時間をかけて外部監査の結果報告を長期的によく検討されて、また市役所の中でプロジェクトをつくられて、十分精査をお願いしたいと思います。

外部監査の内容については、公表しなければやっぱり市民もわからないということですので、この取り組みについては、再度市民にわかりやすいよう十分お願いしたいと思いますし、今回の議会あるいは長と一体となってこの取り組みを、公の施設は市民の施設でございますので、今後とも今以上に、市民の皆さんの税金等で賄っているのは皆さん御存じですがけれども、今後とも外部監査の内容について十分検討され、答弁の内容をスムーズに今後とも進められることをお願いし、次の質問に移りたいと思いますのでお願いしたいと思います。

質問2番目でございますけれども、議案第13号の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正する条例について質問したいと思います。質問内容については、弘岡部長の方にお渡ししてございますので、1番、2番、3番、4番、順次一括で答弁をお願いしたいと思います。

ごみの減量化及び排出抑制のかなめの施策として、また粗大ごみの有料化あるいは経済的なインセンティブによる排出抑制、また排出量に応じた負担の公平性、あるいは図られるという理由から、そういう必要性は私は理解しました。今回の粗大ごみの有料化の後、処理施設の整備を含めた23年度計画をお聞きしたいと思います。

また、2番目として、これがもし議決されれば、ごみの有料化について4月から8月までの周知期間がございますので、その方法はどのようにされるか。

3番として、平成22年度の廃棄物の処理計画調査委託を500万とされていますけれども、今後の取り組みはどのようにされるか。

4番、今後の美来の森の整備予定計画はどのように考えてみえるのか、答弁をお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 一括答弁ですね。

17番（若園五朗君） 一括でお願いします。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） それでは、若園議員の質問の四つ、お答えさせていただきます。

まず一つ目といたしまして、平成23年度計画は、本市としての有料化後の安定したごみ搬入、発生量の実施を把握したいと思っております。そして、22年度の調査委託しているリサイクル施設建設に係る費用対効果分析、ごみの平成21年3月に作成いたしました一般廃棄物の処理基本計画での予測数字はつかんでおるんですが、その分析と実数の比較検討いたしまして、本市としての適切な施設は、どのようなものが想定できるかを計画する年と思っております。

二つ目の市民周知期間の4月から8月までの計画に関しましては、まずは御指摘のとおり市民への周知期間と考えており、ごみ出しの手引きを早急に作成し、全戸配布としていきたいと思っております。またごみ袋等の販売業者、収集運搬等の業者、施設管理公社も含みますが、4月早々から打ち合わせをし、5月初旬からをめぐりに各小学校区ごとに数回に渡り説明会を行っていく予定でございます。自治会単位でも出前講座等の要望があれば、随時受けて対応していきたいと考えております。

また、清水議員からも質問がございましたんですが、各自治会から選出いただいた廃棄物減量等推進員に4月に委嘱状を交付させていただきまして説明会を開き、市民への周知に努めていきたいと考えております。

3番目の22年度の廃棄物の処理計画調査委託の結果を踏まえて、今後の計画に関しまして、平成22年度の廃棄物の処理計画の調査委託の結果といたしまして、先ほど1番の答弁でも出ささせていただきましたりサイクルの施設の建設に係る費用対効果の分析が3月末に出てくる予定でございますので、ごみの処理がまだ出ておりませんので、その対比するもので先ほどの1番と重複しておりますが、その発生量を把握し、そのデータと現在調査委託しているものと内容を十分考慮に入れ、維持コスト抑制の観点からも過大・過剰な施設整備にならないよう、十分精査することとします。

四つ目の美来の森の整備予定計画に関しましては、平成22年度の調査を委託している美来の森の現況測量調査、内容としては平板とか縦断面、そして現地の盛り土量等を調査するものでございます。これも3月末に出てくる予定でございます。この目的は最終処分場の整地計画と、25年度をめどのリサイクルセンターを仮に美来の森に整備を図るものでございます。

ただし、昨年9月での一般質問でもお答えしましたが、最終処分場の廃止申請をするには、埋め立て終了届提出後、2年間の水質とかガスの発生等の検査が必要で、今年中に埋め立て終了届を出せるように進めていきたいと思っております。このことから、すぐに美来の森に関して他の目的に利用できないことを御理解願います。この間に美来の森にある中間処理としての焼却炉等の撤去も行っていきたいと思っておりますので、御協力のほど、よろしく願いいたします。以上答弁とします。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 今回のごみ袋の30リッターの200円、そして処理シールの100円、200円、400円、3種類のシールが今回設定されているわけですが、その金額の設定について、各市町とのバランス、あるいはどのような基準でそのようにされているのか、簡潔にお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 今、議員の言われたとおり、前の粗大ごみの処理に関する原価計算書というのを、12月の全員協議会のときにもお示ししたとおりでございますので、それを参考にいたしまして、近隣市町の状況等を加味いたしまして、このような一部改正の案を出させていただいたものでございますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 今回のごみ処理の有料化について行われるわけですが、不燃物のごみあるいは資源ごみ、有害ごみの今後の処理方法、いろいろと手順はあると思うんですが、三つの項目について弘岡部長はどのように考えてみえるのか。とりあえず、今言っている中間処理施設を整備してから時間を置いて進めていくのか、その考え方はどうされていくのか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） この13号の案は、粗大ごみの手数料の条例の一部改正でございます。今、議員が言われる資源ごみ等、それから蛍光灯とか殻の部分に関しては、今までどおりで進めていきたいと考えております。

それから施設に関しましては、私的には粗大ごみの破砕機の整備、それから今現実にある布団の圧縮こん包器、それからペット、缶の回収機からのストックヤードは見られるもので、そのままの形で利用していきたいと考えております。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 関連質問で入ってくるわけですが、今回いろいろと有料化に伴って、西濃環境保全センターにおいては可燃物の事業所持ち込みをされています。100キロ単位で今1,000円ということですが、もっとも各事業所が減量化して効率よくやるために、10キロ単位の搬入金額にならないかという声もたまに聞くんですが、その辺どのような状況になっているか、答弁をお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 西環へのお持ち込みに関しましては、粗大ごみ、廃プラスチック

ク等、木くずを30センチ以下に破碎したものが搬入できるものでございます。金額100キロ当たり1,000円は4月からで、持ち込みの場合はそういうような形でございます。その1,000円というのは、粗大ごみを個人からの持ち込みだけでなく、個人での搬入の可燃物もそのような形の金額となっております。

それから、粗大ごみの金額を統一的に100円にしてはどうかという質問と今受け取りましたが、処理に対する金額が、平成21年度で粗大ごみに関しましては1,692トンで1億5,700万ほどかかっておりますので、そのキロ単位から行くと92.9円でございますが、それを統一することになりますと、近隣地区の金額等々からでも、また同じような現象が起こるのではないかなと、地区からの搬入等があるのではないかなと予測できますので、お示した品目での単価とさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五郎君。

17番（若園五郎君） 私の質問の中に100キロ単位で1,000円という可燃物も持ち込みができるんですけども、100キロ単位じゃなくて10キロ単位の料金改正の案は出ておるかどうかの確認をしたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） それは西濃環境の方の処分のことでしょうか。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五郎君。

17番（若園五郎君） わかりました。

裁量的には、要するに議員は市長ですので、100キロ単位じゃなくて今言っている10キロ単位で料金改正ということもちょっと聞いていますので、今言っている利用者の利便を図るということで大変いいかと思えます。

最後になりますが、美来の森について今年度2,000万円の予算計上で最終処分をしたのを出すということの予算計上だと思えますが、今回の破碎機、最終的な中間処理ということの計画で、そういうような理解でよろしいんですか。美来の森の最終的な利用目的・利用内容について、簡潔にお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 今の議員が言われているのは、23年度予算の廃棄物の処理委託料で2,000万円増額ということでお答えさせていただきたいと思えますが、それに関しましては、美来の森の最終処分場の方の測量によりましてなんですが、持ち出し部分を想定しまして、それが2,000万ぐらいの増額というものでございます。8月以降の粗大ごみ、多分減量を30%ぐらいは予測しておりますが、その処分にしましては12分の8ヵ月という形になりますが、

昨年と同額程度で計上させていただいておるものでございます。以上です。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 今回、清水議員の質問もありましたけれども、廃棄物の減量等の推進員も選出されて、ますます有料化することによって市と推進員との連携を入れまして、市民の理解できるような施策ということで、大変いいことだと思っております。そういうことで、美来の森も平成25年においては、粗大ごみの破碎機の導入ということで、ますます瑞穂市においても減量化、あるいは今言っている粗大ごみの1億5,000万円の支出についても、ある程度抑制し、市民に理解を得る今回の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正だと思っておりますので、今以上の市民の立場でまたお願いしたいと思っております。

続きまして、3番目のまちづくり基本条例でございますけれども、まちづくりの基本条例の推進委員会が数回開催されまして、その開催状況あるいはその内容が公表されていますけど、今までの経過と今後の予定をお尋ねしたいと思っております。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 失礼いたします。

まちづくり基本条例については、その条例案を先般の全員協議会において、策定の経緯等も踏まえて御説明をさせていただきましたので、重複する部分もありますが改めて御説明をさせていただきますと思います。

瑞穂市のまちづくり基本条例の発端は、市長のマニフェストによっております。マニフェストには、2年以内に策定とされておりましたが、多少時間を要しております。これは、市長にもお話をして了解を得ているところでございますが、この条例は非常に重い内容で、まちの憲法とも言われているように、市の他の条例や計画の基本理念を構築するものでございます。まちづくりと基本となるものでございますので、拙速ではいけないということで、職員も市民のその内容が理解される時間をとり、つくり上げてきた経緯がございます。

その手始めとしまして、まず市の職員が条例制定の意義と必然性を理解する必要があるということから職員の啓蒙から進めてまいりました。そういったこともございました。そのほか、審議会の設置などもその一例でございますが、市民参加の意味は、我々の行政事務は市民が主体で、市民に還元されなければならないということ。そのためには、市民が参加・参画できる場を提供することが大切であるということ。それには情報はできる限り提供しなければならないこと、そういうことを実務として行ってきておりますが、このことは条例制定後においても、条例をまちづくりの理念、あるいは道具として活用していく下地をつくることになったというふうに思っておるところでございます。

また、職員自身が従来の行政のやり方の既成概念から、脱皮・脱却するきっかけになったと

思っておるところでございます。職員のワーキングチームによる検討は計7回にわたって審議を重ねて、この条例の素案を作成させていただきました。

その次の段階では、この素案をベースに22年6月に市民で構成するまちづくり基本条例推進委員会という組織を立ち上げまして、そこにも審議をお願いすることができました。推進委員会の審議は、合計6回にわたりまして開催をしていただきまして、この間、自主的に勉強会を1回開催されております。そうした審議を経まして、このほど条例案の策定を見たわけでございます。先日もお話ししましたが、市民レベルでもかなり市民の自治意識が高まってきておりまして、それは一部の勉強された方の意見かもしれませんが、そういった方々がリーダーとなって活動をしておられますので、そうしたものがだんだん市民に浸透していこうというふうに思っておるところでございます。したがって、それが市民ニーズであるということを我々行政に関与する者が認識をしていないと、新しい地方自治の潮流から外れてしまうという危機感を持つことは必要だと思っておるところでございます。

それで、今後の動向でございますが、この条例にある各執行機関に内容の検討をお願いし、既に議会を最初にしまして、教育委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会には説明をさせていただきます。さらに庁舎内の法令審査会での文言チェックを行いまして、最終的には市民の皆さんの御意見を拝聴するパブリックコメントを実施する予定でございます。パブリックコメントについては、ホームページに掲載するとか、行政の窓口に提案箱を設置して御意見をお聞きして、内容を固めた上、できればことしの遅くとも9月議会には議案として上程したいというタイムスケジュールをつくって進めておるところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） ありがとうございます。

まちづくり基本条例の中の第7章の中に、いかに参画あるいは協働するということが非常に多く15条と16条にございます。その内容について今、企画部長の方から答弁がございましたとおり、今言っている審議会を立ち上げて、十分意見を聞きながら、公聴会を含めあるいはパブリックコメントを通じて、このまちづくり基本条例を、この基本条例に乗るように今後進めていくということでございますので、またその内容が決まれば、ますます議会と市民とともに行政と一体となって、瑞穂市のまちづくり基本条例を推進できるように議会としても頑張っていきたいというふうに考えております。

質問が幾つかございましたので、大体回答がすべてわかりましたので、次の質問に移らせていただきます。

4番目の職員の勤務評定でございますけれども、先日、中川と犀川の桜の植樹のボランティア

ア活動に不参加の職員については、勤務評定を下げる、あるいは部長会議でそういう議論があったようなことを聞きまして、そういうことは評定の項目に本当にあるのかどうか、その内容について、具体的に企画部長にお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） お答えをさせていただきます。

先月は27日に行われました桜の植樹に先立って開かれました部長会議において、参加しない職員に対しては、勤務評定でマイナス評価するという決議がなされたというような御指摘でございますけれども、そのような事実はございません。ただ、部長会議のとき応募の職員が少ない部署があるという話が出た折に、市長が、市民にもボランティアの参加を呼びかけているにもかかわらず、職員が参加しないということは嘆かわしいことであるというようなことで、勤務評定にでも考慮しないといかんと言われた事実はありますが、それはあくまでいわゆる正式な議題ということではなく、精神論のお話の中の意識高揚、啓蒙の中での言葉であって、本心からの発言ではないというふうに私らは受けとめておるところでございます。

そもそも勤務評定とは、もとを正せば国家公務員法に基づき、人事院規則というのが規定されておいて、その概念によっておりまして、私たち市の職員は、地方公務員法の第40条第1項の規定があるわけでございますが、これをちょっと読ませていただきますと、「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない」という規定があるわけですので、これを根拠にして、当市においても勤務評定を実施しております。したがって、勤務評定は職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績によって行うものでございますので、勤務時間外のボランティア活動は勤務評定の対象とはなりません。

とはいえ、今申しましたように、ボランティア活動については、市として、職員として自発的・積極的に参加を求めていることは事実でございます。これは地域住民と協働のまちづくりには欠かせないと考えているところでございまして、参考に東京都の職員が書いた職務論文がありまして、次のような文章がありますので、ちょっとこれは時間を割いて申しわけないですが、参考になるということ、あるいは市の考えを端的にあらわしているということで、読ませていただきたいと思います。 「ボランティア活動に参加している自治体職員は、職場内では得られない何かを得られるだけでなく、地域住民との新しいパートナーシップ、仲間意識をつくっていく上でも、キーパーソン（重要な人）、組織や集団の中でも影響力のある人になり、ともに活動しやすい環境条件を整えるとともに役立つものと確信したい。長年ボランティア活動をされてきたある自治体職員は、大略次のように述べておられた。一つ目として、ボランティア活動をしている人々と生でつき合うと、自分の考えと違う人がいるということに気づく。しかも生き生きやっついて、その考えに先駆性がある。専門じゃない人たちの感性、感覚、夢

みたいな考えをいかに政策に取り込んでいくか。取り込まないと自治体は時代から取り残されてしまう。かくして、みずからの担当領域を超えて視野も広がるだけでなく、物の見方も多角的になる。いろんな気づきができるということは、やがていろいろな事業面でおもしろい政策展開ができるということにつながる」。2、3と続くわけですが、こういった考えもあるということで、本市としても、職員に積極的にボランティアに参加してくださいということを進めておるといってございまして、御理解をお願いしたいと思います。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 市長はいつも瑞穂市のふれあい広場、あるいは桜の植樹について出よと言われて、いつもその声を聞いて、僕らもこの間参加したんですけれども、本当に気持ちはすべてわかります。ですけれども、実際に現場へ行くと、都市整備部とか特定の課、巢南庁舎の方でも本当に一部の方だけで、いつも見える方は本当に同じ顔ばかりですので、今企画部長が言われたように、勤務評価はちょっとこっちへ置いておきまして、そういう啓蒙活動が、今後、今以上に自主的に体が動くような形でどんどん進めていただければ結構だと思います。その言った言わんについては次に置いておいて、やはりみんなが地震じゃないですけれども、ボランティア活動の意識を持って、どんなことでも、草むしりでも何でもそういう意識を持って公共に提供するという形を、今以上に、部長会議あるいは課長会議で進めてもらいたいと思います。

続きまして、最後になりますけれども、市長の新年度骨格予算とマニフェスト評価についてでございますけれども、このマニフェストについては4年間の成果が出ています。それについて具体的にどのように進められてこられたか、企画部長と市長にお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、マニフェストについては、既に定例議会があるたびに配付をさせていただきまして、その進捗度については申し合わせをしておるところでございますが、新年度予算との絡みについては、新年度予算の編成方針が昨年11月に行った市長との協議の中で、骨格予算とするということで決定をしました。この骨格予算は、既に御説明をしておりますので、割愛をさせていただきたいと思いますが、その中で、市長のマニフェストの部分がどのくらい入っているかというようなことになってくるわけでございますが、現実的にはマニフェストの進捗度を見ていただくとわかりますように、ある程度は進んでおるといってございまして。

また、進んでないということは、逆に計画されたのを今度実行に移す段階という部分が進んでいないなと思っております。ただ、今年度については骨格予算ということでございまして、政策的に進める部分については、まだ十分に反映されていないということは、予算の中

でもお話をしておるところでございます。今後肉づけ予算を策定する中で、その計画に基づいてどの程度やっていくかということを考えていこうと思っております。

ただ、昨今の地震のことを考えますと、財政的にどういうふうな展開をするかということをご心配しておるところでございます。交付税等についても一応予算は組んでおりますが、今後特別交付税等がどのように変化するかわかりません。だから、今後そういった財政状況も見ながら、新しい年度に入った段階で、肉づけ予算をどのようにつくっていくかということになっていこうかと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 若園五朗議員の御質問にお答えをしたいと思います。

新年度の骨格予算のあり方と、4年間のマニフェスト等についてどのように考えているかの御質問でございます。

ただいま企画部長が答弁しましたように、また今議会の提案説明でもお話をしましたように、ことしは4月に市長選挙があるということから、新年度予算は骨格予算とさせていただきます。

骨格予算の内容は、企画部長が説明したとおりでございます。御理解をいただきたいと思いますが、ただ、骨格予算とはいえ、一つ目としまして花塚排水機場の整備、まちづくり交付金、これは瑞穂中央地区でございます。そして下犀川橋のかけかえ整備事業、また活力創出基盤整備交付金事業、そして国体関連にまつわる周辺道路整備事業などがございまして、普通建設事業、いわゆる工事請負費等が大幅な減額にはなっておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。

ここらあたりの予算編成にもあらわれているように、昨今は単年度では完成できない事業が多くなっております。継続事業が多くなっておるところでございます。それにより、計画的な財政執行が求められております。計画の必要性・重要性が問われてくるものと思いますが、私はマニフェストの中で、市民参加のまちづくりを掲げ、その手法として、市民の意見を吸い上げる仕組みをつくり出すというテーマのもとに、いわゆる各種審議会を立ち上げまして、市民の意見や声を形にするため、さまざまな計画をつくってまいりました。私の選択はそんなところですね。私の選択は間違っていなかったかと、総括をいたしているところでございます。財源が潤沢、ゆとりがあるときではありませんので、こうした計画に基づくまちづくりの重要性は、ますます必要化していくと思っておりますが、今後もその方針を貫いていくつもりでございます。マニフェストの評価との御質問もいただいておりますので、その評価ともあわせて答弁させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 前回の総務委員会で瑞穂校区の保育所を現地視察してまいりました。その中で穂積保育所あるいは牛牧第1、あるいは本田第1を見ていて、昭和46年代の建物ということで、鉄骨で非常に見た感じが悪い、トイレが非常に臭いというような現場の声も聞きましたので、今回の当初予算に入っていないんですけども、ぜひともこの保育所も含め幼稚園も3、4、5歳とやっていった中でも長期的な計画、入園の状況を見ながら、今後も施設整備をぜひともお願いしたいと思うんですが、この施設整備についてどのように考えてみえるのか、市長にお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 答弁の時間がございません。あと35秒。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 御指摘にありますこと、そういうことも重々承知をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 平成22年度の補正予算は年間12億、今回その中には景気対策、国の補助金とか交付税が含まれていますが、平成23年度の市の単独予算として補正する枠は、企画部長、どのような枠で考えてみえるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 以上で、若園五朗君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

なお、午後は1時30分から開会をいたします。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時30分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日本共産党瑞穂市議員団、土田裕君の発言を許可します。

土田裕君。

11番（土田 裕君） 議席番号11番 土田裕です。

議長に発言の許可をいただきましたので、日本共産党瑞穂市議員団代表として2項目にわたり質問させていただきます。

通告どおり、1項目めはお年寄りの暮らしと安全を守る施策について、2項目めは消費者保護、詐欺対策について質問させていただきます。

これは、ことし1月から2月にわたりまして社会福祉協議会主催の悪徳商法撃退講座を受講しまして、高齢者世帯の方がもたらす幾つかの問題点をどう解決し、安心・安全の暮らしを守れるかについて質問させていただきます。

詳細は質問席にて行いますので、よろしくお願いをいたします。

第1点目の質問でございますが、お年寄りの暮らしを守る施策についてお聞きしたいと思います。

2010年夏、100歳以上の高齢の方の所在不明が社会問題となりました。私が小さいころは、高齢者の方は子供世代と同居していることも多かったし、そうでなくても、「さん、元気になっている」と、このように御近所の声かけが存在していたと思っています。

高度成長を経て、子供世代が高齢の方と同居できるような生活環境ではなくなってきたと思われています。御近所で声かけなどをする地域文化は、必ずしもなくなったとは言えませんが、不必要なダイレクトメールを遮断するためにつくられたといってもいい個人情報保護法の施行によって地域での見守り活動が行き詰まってきました。今、高齢の方をどう見守るかのテーマで3点にわたって質問させていただきます。

1点目は、認知症予防教室の開催を促進していただけないかの問題です。

65歳以上の方を高齢者と呼ぶのは失礼だと思いますが、お許しを願いたいと思います。瑞穂市社会福祉協議会で生きがい活動支援事業として、おおむね65歳以上のひとり暮らし、高齢及び高齢者世帯などを対象にしてデイサービス、日常生活動作訓練や、寝たきり、認知症を予防する事業がございます。その内容をお聞きしたいと思います。

そして、音楽療法が認知症予防に効果があると聞きましたが、各自治体でも認知症予防教室をスタートし、認知症老人が快適に暮らせる社会づくりを進めています。予防教室の実施には保健師や職員が自宅までお迎えに行き、音楽の講師、保健師、栄養士、ボランティアの方々が歌やリズム運動を促し、声を出したり手足を動かしたりすることで表情が豊かになり、効果があらわれておるそうです。認知症予防教室の開設のお考えはあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 福祉部長 宇野睦子君。

福祉部長（宇野睦子君） 土田議員の御質問にお答えします。

昨年、瑞穂市においても高齢者の所在確認を行いました。議員の方々には御報告させていただいたと思いますが、その結果、2名の方がお見えにならなかったということで、私の方はその後の処理をさせていただいております。

その中でございますけれども、介護予防法第115条の44において、先ほど介護予防のお話をさせていただきましたので、まず根拠的なものを説明させていただきます。

市町村は、被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、1点ですね。それから、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため地域支援事業を行うものとするということで定めております。

その中で市としては、平成20年度より地域支援事業の一つでございます介護予防事業をもとに介護予防教室を実施しております。これはもとず介護保険が介護予防のために実施していま

す基本チェックリストというものがございまして、その中で要介護状態のおそれが高い状態と認められる65歳以上の方を対象に事業を展開しているものでございます。

該当する方には、そういう事業をすぐ実施するわけではなくて、瑞穂市地域包括支援センター員の訪問などによりまして個々の状態を把握させていただきまして、それから、それにおいてお話をさせていただきまして、そういう状態を見させていただきまして、その後に瑞穂市で行っております予防教室とか、市が委託している事業所の紹介をさせていただきまして、そのおのおの方に合った予防ができるように導いていただいております。

事業の内容としては、生活機能を向上させ、はつらつとした日常生活を送ることをテーマに、運動機能向上、これは運動習慣を身につけることを目的としております。

それから、夢サロンとして、認知、うつ、閉じこもり予防、それから脳の活性化を図ることを目的としておりますけれども、これにおきましては、週1回、3ヵ月間の12回コースで老人福祉センターで、これは送迎つきで行っております。それから口腔機能の向上と、それから栄養改善でございます。

内容につきましては、もう少し夢サロンについて詳しく述べさせていただきますけれども、これも先ほど言いましたように3ヵ月コースでございますので、その中にはコースの内容としましては、まず教室の目的と内容について説明させていただきまして、認知症予防とか、筋力アップとか、それからレクリエーションとか、いろいろ行っております。内容としましては、運動指導士による筋力アップ体操、それから音楽療法士によります講演と治療、それから栄養士による栄養指導やおやつづくりなど、高齢者が楽しみながら介護予防に努める構成となっております。

この中で、20年から行っているわけなんですけれども、参加者の中には教室で体験されたことを御家庭においても意欲的に続けておられる方もお見えになります。また、効果としても、体力が向上したというお話も聞いておりますし、そういう気持ち的にうつ状態になられている方も明るくなったということで結果的に聞いておりまして、この事業に関しては新年度においても継続していく予定をしております。

それから、これらの教室を受けられた方々には、20、21、22と3年間事業をやっているわけなんですけれども、これはこの一過性にとどまってほしくないと。それから、効果を見るためにも継続事業が必要であろうということの判断をしまして、市としては平成21年度から継続事業としてスマイルを展開しております。これは月1回で12回コースでございますけれども、これについては23年度から、今、本田と総合センターで行っておりますけれど、もう1ヵ所ふやまして3ヵ所、巢南保健センターでも行うように計画をしておりますということで、この事業は市だけではなくて、住みなれた地域で自立した生活を送るためにも、市民みずからが介護予防に取り組むという基盤としてやっておりますので、サポーター養成事業を行っていくことも必

要だと考えております。

介護予防の必要性を理解し、実体験していただいて、サポートを中心とした予防に取り組む市民がふえることで介護予防の効果が期待できると考えておりますので、これからも地域包括支援センターとか社会福祉協議会の連携が必要であると考えておりますので、お願いします。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） ありがとうございます。

地域包括支援センターで介護予防教室を実施しているというような報告がございました。参考のために、岐阜医療科学大学の小木曾准教授が作成した資料でございますが、平均余命、男性の場合、2009年での年齢、65歳で平均余命は18.88歳、75歳で平均余命が11.63歳、90歳で4.48歳、女性の場合は、2009年での年齢、65歳で平均余命が23.97歳、75歳で15.46歳、90歳で5.86歳と記されています。認知症を発病されますと、同居される家族等が介護負担も大変重くなります。このような予防教室、特に介護の方法をぜひとも推進していただきたい、その旨でこの質問は終わらせていただきます。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

高齢の方々の情報通報について、協定の考えはあるのかというような課題でございます。

ひとり暮らしや夫婦とも高齢の世帯の増加とともに、近年特に注目されている社会問題があります。高齢者の孤独死と呼ばれるものです。慢性肝炎にかかって社会的に孤立した高齢者の方、NHKスペシャル「クローズアップ現代」で、みとる人がだれもいないし、亡くなった後に第三者に発見されるなど、社会的関係が絶たれていて、ひとり暮らしの高齢者の方はますます増加状況にあります。2人暮らしであれば、ともに同時に異変が生ずることはあまりありませんが、ひとり暮らしですと、倒れてもだれにも気づかれぬまま放置されるということはありません。

2008年3月、厚生労働省から高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議で、孤立死防止促進事業として「孤立死ゼロを目指して」が出されています。もはや放置できない問題として、国・県、そして各自治体が積極的な研究、協議が今なされています。

瑞穂市老人保健福祉計画の中でも、見守り訪問事業があります。おおむね65歳以上のひとり暮らしのお年寄りや御老人夫婦世帯を対象として、訪問介護員を派遣して安否確認のために見守り訪問の事業ですが、内容を教えてください。

それとともに、個人情報保護法の関係もありますが、郵便局員さんが業務中に65歳以上の高齢者の方々、ひとり暮らしの家を見回り役の協力要請、そしてまた新聞の販売店も情報通信の協定を結ぶことについていかがお考えですか、お伺いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） まず、民生委員の方におかれましては、高齢者の方々だけではなく、見守りとしまして、それから各家庭の訪問を行っていただいております、本当に日夜努力をいただいていることに関しましては感謝申し上げる次第でございますけれども、先ほど議員の御質問の中に郵便局等の協定についてお話がありましたので、私の方はそれに関しては、今、瑞穂市としてはやっておりませんが、郵便局の見守りについての協定について、日本郵便株式会社にお尋ねしました。民営化してからそういった協定は結んでいないということでしたけれども、新聞配達の見守りについては、地方新聞でございますけれども、お尋ねをしましたところ、販売エリアによって対応がまちまちであるということでした。郵便局の方も、それから新聞の方も協定までは至っていないということでしたけれども、日常の活動の中でできることはするということでした。

それから、他市町村の見守りネットワークについて少し調べさせていただきました。見守りネットワークということで、岐阜市が平成21年12月に高齢者見守りネットワーク事業を立ち上げてみえます。この中でも先ほどの市内の新聞配達や郵便局、ガス、電気など25の事業所に、配達や検針等で異常を気づかれたときは市役所の担当の方へ通報してくださいということで、それから民生委員さんにもその後訪問していただくというシステムができていると聞いております。

あと、ほかに調べさせていただいておりますが、今、具体的に北方町においては、新聞に載りましたけれども、23年度にボランティアによる高齢者の見守り隊を養成することを計画しておみえになります。

本巣市においても去年でしたか、見守りネットワークの構築という話で地域支え事業ということで新聞に載っていたと思いますけれども、その中で23年度においては福祉協力員の活動を行っていくということをお聞きしております。

その中で瑞穂市においても、これから郵便局や新聞配達など、高齢者にとって身近な存在である方々をアプローチできる、協力者を得て見守りネットワークを立ち上げていきたいと考えております。新年度に向けてどういったシステムができるかは検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） ありがとうございます。

福祉部長からの答弁では、他市町、北方、本巣のように見守りボランティアをこれから構築していこうという意見でございました。民生委員等も大変お忙しい中、見守りをしているという御努力には感謝をしています。

やはり高齢者の方々だけじゃなくて、皆さんもそうですけれど、そういうものの推進を進め

ていただきたいと私は願う次第でございます。

それに関連して、緊急通報体制支援事業というものが福祉計画の中にございます。このことについてちょっとお聞きしたいと思います。

おおむねひとり暮らしの世帯、また寝たきりのお年寄りを抱える高齢者の世帯に、家族の急用の事故に備えて緊急通報装置を設置していると聞いていますが、消防署につながり安心を守る意味でも重要であります。その事業の内容と設置状況はどのようになっていますか、お伺いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 緊急通報体制支援事業としましては、平成21年度でございますけれども、5,955万5,000円の予算を執行させていただいておりますけれども、この中で緊急通報電話機の貸与ということで205台、その前が187台でございましたけれども、これは今年度においても行方不明の方の問題が発生したことが原因か、ちょっとわかりませんが、台数としては、民生委員さん、それから御自分の方からそういうことの御希望がふえているということで、今ちょっと台数までは把握、こちらへ数字を持ってきておりませんが、要は年々そういう要望がふえてきているということは確かでございます、今後もこの事業に関しては継続していきたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） これも含めて、守るためにはやはり必要な事業じゃないかと思います。よろしくお願ひいたしたいと思います。

三重県の社会福祉法人の青山里会の在宅介護支援センター長がこう語っています。孤立した状態にあると考えるには、つながり、家族、親族、地域等、2番目に支援が必要でありながら必要な支援が得られないという、支援がない、そして無支援というものが2項目めにも出ています。もし、家族、親族、地域から放任されている、排除されているというような五つのキーワードがあるそうでございます。私は、この地域住民の皆さんがみずからの問題としてこれから認識し、自分たちが地域全体の高齢者の方々に対して支え合い、そういう気持ちを持つことが大切じゃないかと、地域づくりとしてそれが安心して住み続けられるまちづくりにつながるのではないかと考えています。

次の3点目の質問に移らせていただきます。

成年後見人制度についてお伺いします。

まず成年後見人制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、権利を守る援助者、成年後見人を選ぶことで本人を法律的に支援する制度であります。

後日訂正発言あり

瑞穂市に設置されている地域包括支援センターにて成年後見人制度を利用するための手続、必要な処理、成年後見人になってくれる方の確保などについて相談することができます。独居老人の財産保全、金銭管理を代行する後見人制度でございますが、この制度はホームヘルパーの任務外であることから、子供が同居しているとか、近くに住んでいる、あるいは安心して任せる親類が近くにいれば問題はありませんが、高齢者の方及び認知症の方の支援体制として社会福祉協議会での対応をお伺いいたします。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 成年後見人制度でございますけれども、これは先ほど社会福祉協議会の中において地域包括支援センターが行っているということでございますけれども、成年後見人制度では、大きく分けると、法定後見人制度と任意後見人制度があるということでございますけれども、法定後見人制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人などが本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で契約などの行為をすることに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消すことを本人の保護をしたり支援したりということで行っている制度でございますけれども、先ほど述べましたように、後見人制度については、市では社会福祉協議会と地域包括支援センターがこの成年後見人制度の相談事業を担当しておりまして、社会福祉士の専門の資格を持ったスタッフが日々この業務に当たっているということでございます。

この制度は、ちょっとお話を聞きますと、大変難しい問題であると。それから、利用者にとって時間とか費用もかかるということでございますけれども、なかなか普及がされていないというのが現実でございます。

そこで、これに類する事業として社会福祉協議会においてはこの成年後見人制度とは別に、日常的に金銭などを管理する日常自立支援事業を地域包括支援センターと連携して行っておみえになります。

どんな事業かといいますと、内容としましては、公共料金の支払いとか、預金の出し入れ、書類などの預かりサービスのお手伝いをしている。また通帳、定期預金証書、実印、銀行員などの管理も手配しております。

現在、社会福祉協議会では市民後見人の養成講座を開催しまして、生活支援の育成にも力を注いでおみえになります。

また、地域包括支援センターでは、後見人の制度を初めとする権利擁護に関する制度の普及啓発とか、23年度においては自治会や民生児童委員、それから一般の対象の方に出前講座を計画するというお聞きしております。

今後は後見人制度の啓発に努めながら、瑞穂市としても支援事業をより一層活用できるように、社会福祉協議会と協力しながら働きかけていきたいと考えておりますので、よろしくお願

いします。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） 今、福祉部長から答弁がありましたように、後見人の制度はあるというような方向づけをされました。こうして今持っている認知症等、老人等の人が大変困っているんじゃないかというふうに家族の人は心配なされています。しかし、今、ネットで調べますと、市民後見人の支援、養成自治体というのは、今取り組んでいるのは、全国で約7%しかないという方向づけがございます。

いろいろな市民講座等が今瑞穂市でも行われているという方向づけを福祉部長からの答弁でございましたが、なかなかこの市民後見人制度には難しい問題も含んでいることは間違いありません。だからこそ、行政としてどうこれを先頭に立ってやるかということが問われている時代でございます。ぜひともこのような方向づけをして、認知症を患われた方並びにその御家族の気持ちを察しながら、この取り組みを前向きに考えてもらいたいと、養成講座も含めて取り組んでもらいたいと思いますが、どのようなお考えをされてみえますか、お伺いします。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほども申し上げましたけれども、市としましては社会福祉協議会と地域包括支援センターと連携いたしまして、それから23年度から老人担当の者が社会福祉協議会と地域包括支援センターと、より一層連携ができる体制の計画をしております。その中でこういった問題を、やはり皆さん、こういうものは来年度計画します老人福祉計画の中にも盛り込んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） ありがとうございます。

今、答弁の中で老人福祉計画に盛り込んで、この市民後見人制度を、後見人制度とはまたちよっと違うんですけど、市民が立ち上げて、こういう記事が読売新聞ですが出ています。「市民後見人、市町村が養成」というような厚労省の法改定で、読売新聞の2月21日（月曜日）に掲載されています。これを含めて、こういうことをどんどん進めていただきたいということを願う次第でございます。

続いて、2項目めの質問に移らせていただきます。

消費者保護・詐欺対策についてであります。

平成22年度上半期、平成22年4月、平成22年9月までの岐阜県消費者生活相談状況の資料を見ますと、相談件数が3,970件、前年同比で440件の減少、約10%の減少、平成16年度上半期9,745件をピークに減少傾向が見られます。しかし、高齢者の方の相談の割合が平均契約金額

とも高い水準で推移をしている現状でございます。高齢者の方々が相談の平均契約金額は約190万円、相変わらず200万円前後の高い水準であります。電話勧誘販売による投資目的の未公開株や社債に関する相談や、温熱治療器など高額な医療器具に関する相談が増加の要因だということです。平均契約金が約142万円、前年度同期の122万円に比べますと約20万円も上昇しているという結果が出ています。

質問に移らせてもらいますが、社会福祉協議会で主催の先ほど述べました悪徳商法撃退講座の中で伊賀市社会福祉協議会相談センターの取り組みを紹介されました。悪徳金融、催眠商法、おれおれ詐欺などの被害事件の内容と大きな被害金額だと報告されています。被害者は、お年寄り、家庭の主婦などを初めとして、その範囲は広がっております。市としての被害状況の把握と防止策をお伺いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 都市整備部長 福富保文君。

都市整備部長（福富保文君） 土田議員の御質問にお答えします。

現在、瑞穂市の相談室では、3月8日までに受理した平成22年度中の相談件数は30件、うち訪問販売件数が3件、電話勧誘が13件で、半数以上訪問販売及び電話勧誘等が占めています。

なお、消費者相談室では相談件数のみの把握となっておりますので、被害状況につきましては、岐阜県警が発表しています資料に基づきお答えさせていただきます。

平成22年中の振り込め詐欺に関する認知件数は、岐阜県全体で90件、被害額は約9,200万円となっております。そのうち瑞穂市では、これは認知の数ですが、4件で約451万円となっております。北方署へ出ている件数は14件ということになっております。

また、被害の特徴につきましては、おれおれ詐欺につきましては65歳以上の高齢女性に多く、架空請求詐欺では男性の被害が8割であります。それから、融資保証金詐欺ではすべてが男性となっております。

被害の推移では、被害件数、被害額とも、先ほど議員が言われましたように前年に比べまして減少はしておりますが、1人当たりの平均被害額は100万円以上となっており、大きな金額となっております。

詐欺の被害対策の方ですが、電話勧誘、訪問販売等、不意打ち販売の特徴を持つ形態での高齢者相談が多いことから、高齢者が消費者被害に遭うことのないよう、その家族、介護職員、民生委員さんなどを通じて、高齢者周辺でかかわりを持つ人たちの協力が必要です。そのために、地域の中で見守り体制の確立をするとともに、消費者教育、それから関係機関とのさらなる連携を図るとともに、市の広報や何かとか、あとPRを十分していきたいと思っておりますし、いずれにしても、この事案については一人で判断せず、家族や、あと周囲の方、警察とか相談室、そういうところを活用して相談に乗っていただくことがこの被害を未然に防ぐ最良の方法ではないかというふうに考えておりますので、このあたりでの周知を十分図っていき

というふうに考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） どうもありがとうございました。

今、都市整備部長からの御答弁で見守り体制・対策を設ける、そして被害状況等は市の広報で出して、それを啓発するという方向をされているということですが、前回は質問させていただきましてなんですけど、巢南の方で消費者相談窓口を開設されています。そういうような活用をより一層充実を図っていただきたいと思いますが、その点いかがお考えでしょうか。よろしくお願ひいたします。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 現在、昨年6月から、旧巢南庁舎の方で相談室を設けております。この職員に、特に先ほど言いましたように相談件数につきましても、訪問販売、そういうものの件数が多いので、その辺も十分相談に乗るように、それからいろんな方法をまた検討して対策を確立していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） ありがとうございました。

より一層その内容を充実するというのを、今、都市整備部長が答弁されました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

いろんな被害救済策としては、特定商取引法からクーリングオフ等の施策がございますが、これも民法並びに消費者契約法の考え方、大変専門的知識が必要でございます。いろんなこの相談窓口にするためには、大変難しい、勉強しなければなりません。

それで、先ほどから私も何回も述べさせていただいておりますが、こういう悪徳商法の撃退教室がこの間行われました。今後もこういうようなものを市民啓発として行っていただきたいと思ひますが、その点を少し福祉部長にお伺ひしたいと思ひます。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 今の議員のお話でございますけれども、今後いろんな問題をこちらの介護の調査、ちょっと名称はあれですけれども、65歳以上の方の御家庭にそういういろんな御質問項目を上げさせていただいて、3月の終わりごろまでに回答をいただくことになっておりますけど、その中でいろいろな項目を設けております。その中で御要望があれば、またこういったいろんな対策を考えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

〔11番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 土田裕君。

11番（土田 裕君） どうもありがとうございました。

前向きに、いろんな問題点がございすが、こういうような講座を開いていただいて、市民に啓発活動並びに勉強をさせて、たくさん受講してもらいたいと思っておる次第でございます。

いずれにしても、先ほど提案をしました成年後見人制度等を含めて、高齢者の方々の暮らしと安全を守るための施策をより一層進めてもらいたい、そういう要望をいたしまして、日本共産党、会派代表として質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で土田裕君の質問を終わります。

次に、公明党、若井千尋君の発言の許可をいたします。

若井千尋君。

13番（若井千尋君） 議席番号13番、公明党、若井千尋です。

小川議長の発言の許可をいただきましたので、公明党会派代表としての一般質問をさせていただきます。

最初に、午前中より各会派の代表質問に立たれておられる各議員の皆様からもございましたように、まずもって3月11日午後2時46分に東北地方を中心とした記録的な大地震の発生、さらにそれに伴う大津波の発生で大変多くの方が犠牲となりました。心より御冥福を申し上げます。また、おけが等の方に対してもお見舞いを申し上げ、さらに一刻も早い復興をされますようお祈り申し上げます。

私ども公明党も、11日午後5時30分に国会内に東北地方太平洋沖地震対策本部を設置し、未曾有の大災害に当たって結束して国民の救難に全力を挙げることを確認いたしました。

心配なことは、その後の震源地が少しずつ南に移っているとの報道です。プレート的には異なるものとされておりますが、以前より高い確率で、いつ発生してもおかしくないと危惧されている東海・南海・東南海地震への万全な備えへの重要性、世界的に心配をいただいている今回の東北を中心とした痛ましい大惨事は、他の地域の人のことにとらえることなく、私ども地元に対しての大きな教訓であるとの考えは、ここにおられる皆様と全く共通の思いであります。

さて、今回、私は大きくは、支え合う地域社会づくりについて幾つか質問させていただきます。

クローズアップしてお聞きする点は、特に高齢者と地域のつながりでありますが、最初に申し上げたとおり、災害等の有事の際に限らず、私どもが日常生活をするに当たり、いかに人は地域社会とのつながりが大切であるかとの教訓を踏まえ、これよりは質問席より質問させていただきます。

最初の質問ですが、私の通告の内容の不手際で、「23年度」の予算よりと通告いたしました。が、地域支え合い体制づくり事業は、国の「22年度」の補正予算であったことを訂正させていただきます。大変申しわけございません。

国は、昨年10月8日に閣議決定をした円高デフレ対応のための緊急経済対策において、介護等高齢者の生活の安心の確保への取り組みとして、地域の日常的な支え合い活動の体制づくりを行うこととし、平成22年度補正予算において介護基盤緊急整備等臨時特例基金に地域支え合い体制づくり事業分として200億円の積み増しを行ったとし、それを受け、県は4億円の予算を組んだと聞きましたが、当市はこの補助金をどのようにとらえられたのか、お聞きいたします。

議長（小川勝範君） 企画部長 奥田尚道君。

企画部長（奥田尚道君） それでは、若井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、議員がおっしゃられましたように、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金については、平成21年度より始まっている厚生労働省所管の交付金ですが、この交付金は基金が造成されております。そして運用されておるわけですが、その後、平成22年度において介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付により、当該基金が積み増しされたわけですね。それには議員さんがおっしゃられました国の補正予算なんですね。それで、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要綱というのが改定になりました。この改定が平成22年11月26日より適用されているところでございます。

これらの基金は都道府県が設置するということになっておりまして、したがって岐阜県においてもこの趣旨に沿って基金が設置されております。そして先般、去る平成23年2月18日付の岐阜県健康福祉部長発の文書が来ておりまして、その文書によりますと、運営要綱の改正に伴い、県では県議会における平成23年度予算の議決後に、岐阜県地域支え合い体制づくり事業補助金交付要綱を定める予定であるというような内容が書いてございました。

事業目的が、近年の増加が著しい要介護高齢者等の在宅生活を支える地域住民、医療、介護などのサービス提供者、行政等の協働による地域の支え合い体制づくりを支援するとなっております。補助対象事業者は、市町村または社会福祉法人、社会福祉協議会等が対象でございます。補助率が10分の10、つまり100%補助でございます。この通知文書によりますと、事業実施に伴う実施協議書を提出するようになっておりまして、その提出期限が3月18日とされております。

この通知を受けまして、担当部課において申請に向けた事業の選択、あるいはその事業内容等も精査を行っておるということでございます。つきましては、その事業の選択及びその内容については担当部長よりお答えをさせていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 福祉部長 宇野睦子君。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、内容について御説明させていただきます。

期限が3月18日ということで定められておりますけれど、Q & Aで、やはり各市町におきましては、平成23年度の予算がある程度骨格がもう決まっている中での通知でございましたので、

第2次募集は検討するという回答が来ておりますけれども、その中で瑞穂市においてこういったことを考えていくかということで、今、18日の締め切り期限をめぐりにちょっと考えていることをお話しさせていただきます。

福祉部においては補助金の目的が地域住民や医療介護の関係者、行政等の協働による地域の支え合いの事業に資するものということでございますので、このソフト面においては要援護者の、先ほど言いましたように見守りネットワークの構築をきちっと考えていきたいと思っております。

それから、そのイメージとしては、既存の地域の組織に呼びかけまして要援護者を見守って支え合っていく、横断的な組織構築を地域全体で意識を高めていきたいと考えております。

今、例としましては、自治会や民生委員などの活動はもちろんのことでございますけれど、瑞穂市の社会福祉協議会が進めているというか、平成17年度から助け合い推進員というのを自治会の方に毎年呼びかけていらっしやいまして、その中で各地で行っておる生きがいサロンなどの活動とか、老人クラブ連合会での各種委員会での活動などで、核となるさまざまな取り組みを既に市内各所で行っているということで、そういったものをもっと骨格として進めてまいりたいと考えております。

それからハード面としては、平成23年度の予算に盛り込んでおるんですけれども、老人福祉計画の中で、それから包括外部監査でも御指摘がありましたけれども、老人福祉センターのあり方を再度検討いたしまして、その中でネットワークの活動の拠点としてなり得るかどうかということも検討しながら、そういうためにこの交付金を活用した、そういう事業計画を立てて県の方に出したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、企画部長と福祉部長の御説明があったとおり、この事業はどのような事業というか、交付金がどのようなものがわからなかったものですから、今、御説明があったとおりのことを私も勉強してきたというか、ちょっと事業の目的を確認させていただくと、将来は高齢者や障がい者等の社会的弱者に対して地域が見守り、生活を支えてきたところがある、これは今までですけれども。ただ、単身高齢者、高齢者のみの世帯の急増、親族間、地域社会等々の交流が希薄となる、いわゆる無縁社会が広がりつつあり、社会的弱者が地域で生活し続けられない状況が身近にふえている。この事業は、その自治体とか住民組織、NPO法人、そういったものが今お話あったように、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的パイロット的事業の立ち上げなどを支援することにより、日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図ることを目的とすると。これは多分いろんな質問をしても、目的とか体制をつくるとか、そういったことはずうっと同じことが繰り返されるような

気がしてならないんです。

ちょっと前後するかもしれませんが、先ほどお話ししたように、「地域社会づくり」とかという言葉だけが先行しても、本当に想像を絶するような大災害があったときに、そのことがどれだけ生かされるのかということを見ると、やはり緊急に整備しなければいけないこと、また常に高い意識を持って臨まなければならないことというのが、正直言ってこの二、三日、この質問をさせていただく上において私も非常に、皆さんと同様考えていたものですから、そういうことが目的等がされておるといことは、当然この事象では確認できるというふうに思っています。

ちょっと言葉足らずで申しわけないんですけど、この事業は地域支え合い活動の立ち上げ支援事業であるとか、地域活動の拠点整備、また人材育成により構成され、それぞれについて目的及び事業内容を示しているが、特段補助の要件を設けておらず、地域の状況に応じた多種多様な取り組みを実施することが可能であるので、都道府県、市町村の創意工夫により柔軟に事業を実施していただきたいと。読めば、すごくアバウトのような、どんなふうでもとらえられるような内容かというふうに思いますけれども、今、3月18日の締め切りに福祉部の方でも考えていただいておりますということでしたので、どんどん活用していただいて、また後の質問につながっていきますけれども、こういうものをどんどん活用していただければというふうに思いました。

今回、私は支え合う地域社会づくりについてということで質問をさせていただくわけですが、先ほどの土田議員の質問ともかなり重なる点がございまして。その部分で私なりに先に確認をさせていただくと、今、本当に日本の社会というのは大きく変化をしてきておると思っています。血縁でいえば単身者がふえ、地縁でいえば一つの土地に暮らし続ける人が少なくなっています。企業の終身雇用も崩れ、職縁、要するに職場での縁も薄くなってきている。いわゆるきずなが急激になくなりつつあり、看過できないのは、縁をつくることができる人と縁をつくることのできない人との格差が大変大きく広がっているのが現状であります。

昨年夏、大きな社会問題となった地域から孤立する高齢者がふえる中で、地域全体で高齢者を支えるネットワークづくり、在宅で安心して暮らせることのできる仕組みづくりは、地域福祉の新しい要請であります。高齢者ばかりではなく、全国的には失業や収入が不安定になる中で、離婚や児童虐待などがふえ、子育てに悩む母親や、DV、うつ病など弱い立場の人たちを孤立させてはならないというふうに感じるものであります。

また、派遣切りや就職難が、ニートや引きこもりなどといった問題を抱える若者を増加させているとも言えます。希望なき無縁社会にさせない、一人ひとりの安全のために高齢者や弱い立場の人を孤立させない、支え合う地域社会を構築し、市民が輝き、支え合う社会を願い次の質問をさせていただくわけですが、これも先ほどの土田議員と重なりますが、本当に地

域の福祉の担い手である民生委員さんが今本当に頑張っていていただいておりますけれども、その民生委員さんが今以上に行政が支援や連携をする仕組みを強化して、その民生委員さんの活動をしやすい環境整備に取り組む必要があると考えますが、現状とその必要性のお考えをお聞かせください。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、民生委員さん、民生・児童委員さんのことでございますけど、先ほども申し上げましたけれども、常日ごろ瑞穂市の行政並びにいるんな面において民生委員さんの御活動によりまして、私の方も本当に市といたしましても感謝申し上げる次第でございます。

民生・児童委員様においては厚生労働大臣から任命されております特別職の地方公務員でございますけれども、先ほど議員御指摘のとおり、昨今では少子・高齢化とか、無縁社会の到来とか、個人主義の広がりということで、その活動に対しては大変難しい問題になっております。

その中で、昨年11月に全国一斉に大改選がございまして、任期の3年が終了したということで改選が行われたわけでございますけれども、これはたびたびお話をしておりますけれども、多くの市町村でも民生委員さんの担い手がなかなか見つからず、瑞穂市の中でも決まっていない地区がありまして深刻な問題になっておりますけれども、その中でも、現在、66名の方として民生・児童委員の方に社会福祉事務所などの協力の機関として、民生委員法に基づいた各種の職務を行っていただいておりますまして、高齢者世帯の相談とか見守りということで積極的に活動を行っていただいております、地域福祉向上のために日夜行動していただいております。

このため、私の方は、民生児童委員のみならず自治会長さんと一体となって相互協力しながら、地域福祉活動ができる仕組みを進めていきたいということで考えております。

まず、今この御質問が民生委員のお話でございましたので、民生委員に対してどのようなバックアップをしているかということでございますけれども、まず民生委員と児童委員の自治会との連携を密にしながら、それぞれ活動を行っておりますけれども、必要な情報の共有化を図れるように働きかけていきたいと。

その中でも民生委員として行政としての支え、支援として、民生委員法第15条において守秘義務が課せられておりますので、市から個人情報の提供をしております。その個人情報の提供によりまして、適切にいろいろな活動で使っていただいているということでございます。

それから、一番問題になってくるのが、現在民生委員にお願いしている市独自の事業を精査しなければいけないと考えております。これは本当に民生委員さんには申しわけございませんけれども、何もかもというわけではないんですけれども、地域の福祉は何でも民生委員さん、民生委員さんというふうにお願いをしているところがございます。

これからも、本当は原点に戻りまして、地域の福祉の担い手のお一人であるという原点に戻

る必要があるかということを考えております。

それから、特に今度自治会との話でございますけれども、昨年来から自治会長さんと民生委員さんと連携をしていただくということが不可欠であると考えました。今年度（平成22年度）においても福祉部と総務部がそれぞれ、自治会に私が出たり、民生委員の会合に総務部が出向いていただきまして、相互理解のお願いをしているところでございますけれども、これに関しては、新年度においても、なお一層相互理解を深めていきたいということで考えております。

それからもう一つ、市役所においても、やはりいろいろな問題点が見つかってきました。それは一番いけないことでございますけれども、縦割り行政ということで、先ほど申し上げましたけれども、例えばこのところから独居老人の名簿を出します、次の、例えば児童高齢から出しますとか、それから違うところからまたそういうものを出しますとかということで、さまざまな民生委員さんをお願いすることがある。それが時期が重なるということもありまして、やはりこれについても民生委員さんにおいてお願いする手間が物すごく同じ時期に重なるということで、これもやはり反省すべきことであるということを考えました。

今後においても、高齢者世帯などを地域で見守って支え合いができますように地域力を強化して、地域全体で地域福祉を推進できますよう、民生委員さんや地域において、自治会さん初めいろいろな御協力のもとに充実していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、福祉部長の御答弁をいただきまして、本当に現状というか、地域の福祉を民生委員さんだけに頼っておられるというか、またその中で自治会さんとの連携を密にしていくとか、またいろんな問題が出てきたということが、問題というか解決しなければならないということが出てきたことが、いいという表現は悪いかと思うんですけれども、先ほどお話ししたように、弱い立場の方は御高齢者の方だけではないという、いろんな環境で弱い立場でやっておられる方がおられますものですから、その縦割りだけで判断せずに、15条をしっかりと守りながら、地域全体でそういう方を守っていくという形で取り組んでいく必要があるということを確認がとれました。

次に、地域福祉の拠点センターとして地域包括支援センターというのがあると思いますが、この仕事というのは介護予防プランの作成が主たる業務であります。多様な市民ニーズに対応できる高齢者の総合相談所として、人員の体制の見直しや広報活動の強化の必要性があると考えますが、いかがでしょうか。

また、もう一つ、次の質問にちょっと関連します地域包括支援センターというのは、今、市内には1カ所であるというふうに認識しておりますが、今後、介護保険の改定に合わせて、国においては団塊の世代の方々が後期高齢者に突入していく2025年には24時間対応の在宅介護、

在宅看護ができる地域包括ケアシステムの確立を目指していますが、これは国ですけれども、当市も中学校に1カ所ぐらいの設置を目指して、もっともっと住民の中に入っていく必要性があると考えますが、いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 地域包括支援センターについてでございますけれども、6月と12月について一般質問の折にも、地域包括支援センターは、介護保険の保険者たるもとす広域連合が瑞穂市の社会福祉協議会に委託して設置されているものでございますけれども、その中において、人員としては、センター長がお見えになります。そのセンター長は、社会福祉協議会の事務局長として兼務しておられます。そのほかに、正職員として社会福祉士が2名、保健師、主任介護支援専門員2名、それから支援介護専門員が1名で、そのほかに事務員の方がお見えになりますけれども、人力的には専門的な職員を抱えていらっしゃるって、高齢者の総合相談所として多機能に幅広く対応していただいているものでございます。

センターの広報誌の中には、その名前としてよろず相談ということで、窓口としてかなりの方がお見えになっておりまして、いろいろな啓発事業も進められております。

今後の活用でございますけれども、専門員が多くお見えになるということで、相談者の生活をどのようにしていったらいいかということで、個々の専門員だけではなくて、チームとして解決策に取り組んでいきたいというふうに体制をつくっておられます。

それから、新年度におきましても、瑞穂市としても、先ほど述べさせていただきましたけれども、地域包括支援センターと社会福祉協議会、それから老人福祉部内の業務の部門が総合センターの1階と2階の関係で態勢を整えていきたいということで、先ほど述べましたけど、強化を図っていきたいと考えております。

それからもう1点、地域包括支援センターが市内で1カ所であるという御質問でございますね。これは、今のところ瑞穂市では市内に1カ所でございますけれど、これにかわるものとして在宅介護支援センターというものがございます。これは老人介護支援センターの運用については、目的として、地域の老人問題について要援護老人やその家族から相談に応じて、各種の相談とか保健サービスなどが総合的に受けられるように、諸機関と調整役をしていただいております。そういう組織も活用しながら、また先ほどから何回もお話し申し上げておりますけれども、もとす広域連合においても介護保険の事業計画、それから瑞穂市においても老人福祉計画を新年度に策定する予定でございますので、その中でも、先ほど名称をちょっと言い忘れましたが、日常生活圏域ニーズ調査というのが行われております。その結果を踏まえているな、前回、成年後見人の制度のことについても載っておりますし、こういう見守りが必要ですかという、いろいろなことにも御質問がございますし、またそうやって御自分で何が、こういういろんなものが必要ですかということも書く欄も設けておりますので、それを見させて

いただきまして、今後の計画がよりいいものになるようにしていきたいと考えております。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、御答弁いただいた話というのは今の現状の話だというふうに認識します。今、私がお話ししたのは、この先を見据えた上の部分を検討していただくことも視野に入れていただいて、今後検討していただければというふうに思います。

次に、その支え合う市民の力を生かせる地域づくりのためにということで、ボランティア活動にポイント制なんかを導入し、ボランティアポイントをためることで地域でのお一人お一人の活躍に報い、実りあるものとしていくボランティアポイント制度の提案をしたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） ボランティア制度でございますけれども、今、瑞穂市としてはこういった制度は設けておりませんけれども、県内のボランティアの資料をちょっと見させていただきましたら、各務原の社協で地域通貨としてごみ出しとか庭の手入れ、それから可児市で文化芸術振興財団が文化創造センターの受け入れの手伝いとか清掃をすることによって会館事業の入場券などと交換できるというようなポイント制度を設けておられますけれども、全国的にも横浜とか八王子など、たまったポイントを換金したり、協賛企業の商品と交換する制度を実施しておみえになりますが、瑞穂市としては積極的にこういう情報を得て、今後、それを瑞穂市としてはどういうふうにして取り入れていくか、どういった展開ができるかという内容を精査して、また私の方は考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、横浜市の話が出ましたけれども、こういったものを私も調べてきたんですけれども、横浜に限ったことではないことなんでしょうけれども、この事業の目的は、元気な高齢者が特別養護老人ホーム等でボランティア活動を行うことによって本人の健康増進、介護予防につながることや、社会参加、地域貢献を通じた生きがいの促進を目的としております。

我が国の高齢化社会というのは、医療費等の扶助費は増加の一途をたどることは間違いのない事実だというふうに思っております。であるならば、高齢者に限ったことではないですけれども、健康促進に対してもっともっと力を注ぐべきではないかなということで、提案というか、御紹介をさせていただきました。今、部長がおっしゃるとおり、しっかり情報をとりながら、我が市も取り入れていただければというふうに思います。

次に、通告では日常の買い物に不便を強いられている買い物難民の増加について、モデル地区での実態調査や高齢者への買い物支援の仕組みづくりを提案するつもりでしたが、今、部長のお話があったように、先日、もとす広域連合介護保険課より、もとす広域連合日常生活圏域ニーズ調査なるものを拝見しました。今、ずうっとお話があったとおりなんですけれども、これが3月18日までに投函をしていただくよう、アンケートの対象者は本年1月1日現在で65歳以上の方となっております。

確認をしますが、この調査というのはもとす広域連合となっておりますけれども、連合の単独の調査でしょうか。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） この調査は、国が示しましたように、90%回収率を目指すようにというふうになっておりますので、それに基づきまして広域連合のそういういろんなところで計画に役立てるということで、この調査の内容は、もとす広域連合の中で項目を決められております。この中でこの地域にどのようなものがあるかということで、ある程度のこの調査の内容は協議をされております。

その中でサービスの利用について、問い10がありますけれども、これは瑞穂市の老人福祉計画に反映させていきたいというふうに考えております。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 先ほど質問しようと思ったことが、地域の買い物難民というか、本当に高齢お一人暮らしの方がふえて、買い物なんかも非常に虐げられておるような方のことを調査というか、それを市でやったらどうでしょうかという質問をしようと思ったんですけども、これが国の指示ならなおさら、要するに高齢者の方の数は集まってくると思えますけれども、広域でも私は非常に広いというふうに思います。瑞穂市内のそういう現状抱えておられる方の調査をしようと思ったときに広域で、これは国が90%以上の回収と言いますけれども、本来ずうっと、12月のときもそうでしたけれども、一貫して地方行政というものが行っていないかばいけないというのは、やはり身近な人の声だというふうに痛感してなんのです。

先ほどある議員さんから、お身内の方からこの質問があって、要するに3月18日までに投函してくださいと言うなら、聞きに来いと、現状を。その方が早いんじゃないかと言ったら、なるほどなというふうに私は思うわけです。それが先ほど言った広域であれば広いんですけれども、市のモデル自治会というか、これはどこかわからないですけれども、自治会にお願いしてアンケートをとっていただいた方が、その後の市としての対応もしやすく、早いのではないかなというふうに思いましたもんですから、通告でこの質問をする後にこの今の広域の部分をお

聞きしたもんですから、そういったことも含めて市独自のものもあってもいいのではないかなというふうに思いました。

次に、同じような内容だと思われるかもしれませんが、地域社会のまちづくりという部分でお聞きしますけれども、これは冒頭より、特に高齢者を支える体制の整備という部分でお聞きしていましたけれども、信頼の地域社会を目指すという観点からすれば、暗に高齢者だけの問題ではなく、市民全般の問題としての当市の行政に対して住民、市民の方が本当に満足しておられるかどうか。先ほど奥田企画部長からも話ありましたように、行政に寄せられる市民の声、多々あるかと思えますけれども、そのいろんな声があって、これも以前聞いたんですけど、そのことも含めた相談窓口の体制は十分とられておるのでしょうか。

議長（小川勝範君） 総務部長 早瀬俊一君。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、議員さんからは信頼と支え合いの地域社会を目指してということで、そうした相談窓口体制はできておるかということでございますが、まずもって地域のいろいろな話し合いというのは、やっぱり自治会が単位でございます。私ども総務部では、自治会の連合会とさまざまな相談、話し合いができる体制を整えまして、何とか地域でのいろいろな問題を解決していきたいと思っております。

それで、相談の窓口というよりは、私ども総務部として、今後どのようにこの支え合いのまちづくりを進めていくかということでお答えをしたいと思っております。その後には、多分避難所の運営協議会等もございますので、大きくその2点ということで私の方から回答させていただきたいと思えます。

瑞穂市は、交通の便も非常によく、いろいろな宅地や住居が供給されて、自然に恵まれた非常に住みやすいまちで、多くの方が転入されてきてみえます。また一方では、若い人がもっと便利な都会へと転出も多く、着実に高齢化は進んでおります。

また、各自治会においても小さな自治会から大きな自治会、若い人が多い自治会もあれば、この地に住まれた方が非常に多い自治会もあります。今、よく総会等が開かれておりますけれども、またその総会の中でも十分に話し合いができるところ、そうでないところと、いろいろな問題点も聞いております。

また、役員の名簿等も非常にきちんと整理できておるところ、そうでないところもあります。先ほども話がありましたが、お年寄りのこととか困ったことは民生委員さんとか、防災は消防団とか、行政も縦割りによく言われますけれども、自治会の中もどちらかということ、まちのために僕たちはやっているんだと、私たちはやっているんだということで、どうも自治会の中そのものも縦割りになっておるのではないかと、そんなことをこのごろ考えるわけでございます。

そんなところで、私どもはぜひ自治会の中でいろいろな話し合いができる、まず体制を整えてほしいなと思っております。市としましては、今年度から来年度に向けてでございますけれども

も、いろんなことを自治会の役員さん方で話し合いができるようにということで、今回も自治会の連合会の理事さんを選ぶ際には、できるだけ校区の代表者を決めてほしいと。また、その方を中心にして何とかいろんな話し合いをしていただいてまとめてもらおうと、そんなことを考えております。

一昨年から防災訓練については校区ごとということを実施しております。このあたりの周辺の市町村ですと、防災訓練一つとっても8月末から9月の初めの日曜日に一斉に小学校区単位で防災訓練を実施しておられます。私ども校区の中では、運動会とかスポーツフェスティバル等を実際に進めておられるんですが、ぜひこうした中に、もう一つ防災訓練等も校区の話し合いの中で実施していただけたらと思います。防災訓練を一つやるとなれば、いろんな各種役員の方々がそこへ集まってこられて、さて自分たちは自分の自治会の中で、また校区の中でどういう立場かと、そういうことが多分見えてくるだろうと思います。

そんなことを含めて、自治会の連合会の中で小学校区単位というものを少し意識づけて進めていきたいなというふうに考えております。

また、これらについてはいろんな御意見があろうかと思えます。他市から転入してみえた方は、当然そうしたスタイルで生活しておられると思えます。特に県下でも平成の合併前の市町村は、ほとんどが生活単位が小学校区ですし、全国のいろんな統計を見ても、最も身近な生活圏というのは小学校区のまとまりというのがあります。ですので、自治会を単位にしがてらも、やっぱり校区のまとまりと、そうした中でいろんな話し合いができる組織をつくってもらいたいと考えております。そんなことを意識してまちづくりを進めていきたと思えます。

議員の皆さんにおかれましては、多分伊賀市を、二、三年前に、訪問されたと思えますけれども、あそこも校区ごとのまとまりということで地域協議会などといった名称で、今まちづくりを進めていこうというふうに考えております。

ぜひこうしたことにつきましても、ちょっと意識を持っていただいて、よその市町村がどのような校区活動をやっておるんだ、どんな自治会の活動をしているのかと、少しよその方へも目を向けてもらって、ぜひ校区の活動というものをもう少し進めていくことによって地域の中の助け合いが生まれてくるのではないかと、そんなようなことを思っております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 今、総務部長のお話がありましたように、福祉部長の答弁もそうでしたけれども、本当にだんだん見えてくるというのは、自治会の存在というのが非常に大きくなってきているという、今の行政を支えているのは自治会というふうに思います。その自治会も、

今、いろんな意味でできるできんという表現は悪いんですけども、対応ができるところでできないということも明確になっているということを踏まえながら、総務部長からさっき出ましたけれども、通告の最後の質問が避難所の運営協議会がありますかという質問であったんですけども、この一般質問の通告日が3月3日でした。今から10日以上前のことですので。正直私は、今、その質問自体が適切か、そうでないのかというのは非常に考えさせられておるわけです。それは先ほどからお話ししておるように、同じ国の中であれだけの大災害を目の当たりにしておるわけですけども、今回の東北地方太平洋沖というのは、いわゆる三陸海岸であって、今回のような地震、またその後押し寄せてくるであろう津波に対しては、非常に危機意識が高い地域であったというふうに聞いております。それでもあの惨事を目の当たりにしますと、これは改めて自然災害の恐ろしさというか、脅威を感じざるを得ないんですけども、避難所運営協議会というものもあるのかなのかということもあわせて、我が市の有事の際の危機意識は高いと判断されておるかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今回のような大きな災害が起これば、当然避難所の開設が必要になるかと思えます。また、避難所が開設されるようなことになれば、やはりこれは職員が一人、二人と出かけることは多分できないだろうと、すべてが地域の方で運営をしていただくということになるかと思えます。

ただいま議員がおっしゃられた避難所運営協議会というものでございますが、基本的には大規模な地震など災害時に自宅等に被害を受けた市民が避難所に指定された小・中学校等に避難し、不安を抱え、物資が不足する状況で、なれない共同生活を営むと、これが避難所でございますが、そこであらかじめその避難所において小学校区単位、基本的には小学校とか公共施設が中心になりますので、そうした単位の中で共同生活のルールとか運営、また食事の物資等の配給等についてのいろんな話し合いというものは、やっぱり自治会長さんとか小学校の管理者の方、それから各種団体の役員さんというところでそれぞれ役割分担をし、そんな対応をしていくんだという話し合いができると、それが避難所の運営協議会だろうと思えます。そうした体制というのは、今現在はできておりません。

それどころか、防災訓練も実際には各自治会の実施率を見ますと、約4割の自治会が防災訓練を実施しておるという状況でございます。去年は穂積校区で実施させていただいたところでございますが、私どもが主導でやるのではなく、やはり各校区が自主的に、こんなメニューでこんなことをやりたいと、そういうふうにはできる日はそんなに私は遠くないと思っております。

今現在、実を言いますと、避難所のマニュアルを再度見直しをし、間近にでき上がると思っ

ておりますので、こうしたマニュアルを一つのたたき台としまして各校区での話し合いなどもできないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 正直言って、危機意識が高いかどうかというよりも、今、あの災害を目の当たりにすると恐怖心しかないのではないかなということを感じるのは私だけではないと思います。まだ三、四日なんですけれども、本当に私らは何かあったらどこへ逃げていけばいいんだと、どこに集まればいいんだという声は、本当に多くの方から聞かれます。ですから、防災意識が高いとか高くないとかというよりも、もう待ったなしで、一遍には無理なんですよけれども、本当に危機感を持って私たちは携わらなければいけないのではないかなということを感じます。

最後に、3月12日付の岐阜新聞で「点検、将来のまちづくり」というタイトルで、先ほど市長のお話がありましたように、「我が瑞穂市は治水対策で安全確保」という見出しで、「花塚排水機場の改修に2億7,124万を計上、さらに多くの河川が流れ、かつては輪中地帯として水害との闘いを繰り返してきた同市、近年はゲリラ豪雨による災害を警戒する。改修によって排水機能も向上される見込みで、今後は国と県とともにほかの排水機場の改修も順次進めていく方針だ」とありました。いつも思っていることですが、こういうまちのインフラ整備に係るお金の問題がハードであるならば、今回私がお聞きしたようなことというのはソフトの事業ではないかなというふうに思います。今議会の堀市長の所信表明にありましたが、4年間で最も力を注いできたのは、市民の声に耳を傾けて行政を行うこと。さらに市民参加、市民参画、市民協働の柱、マニフェストでも掲げられたまちづくり基本条例を改めて確認していくと、基本条例は、市民をまちづくりや市政の主役に据え、市民の権利や責任、市民参加や協働のための仕組みづくりなどを定めております。

今、自治会等の話もありましたけれども、地方は国に対して、地方分権であるとか地域主権ということ唱えてきました。そこには地方ならではの特色や力を生かし発揮できるよう、ある意味で権限と予算を取ってくるというか、渡されるとか、そしてその地方の好き勝手をやらせるのではなく、国がしっかり監督をするというふうに私は認識しております。

同様に、今後の地方自治体も、その地域ならではのネットワーク、いわゆる自治会の育成を市はしっかりとした上で、「支え合う地域社会づくり」というテーマに自治会という組織が、今お話ありましたように、今以上に力をつけていくことにより、身近な福祉関連の問題から防災対策等の問題まで対応していただくような組織になっていかなければいけないというふうに考えております。

市行政は、その指導をしていただくだけのアイデアであり、例えば地域防災のリーダーの育

成だとか、もちろん地域のリーダーの育成だとか、そういうことも含めながら、市の行政がアイデアを出してサービスの提供をしていく。そして、その全般の手伝いの本部をしていくのが市の理想の行政ではないのかなというふうに感じるわけでございます。

最後に、2期目の市政のかじ取りを表明された堀市長に、そのようなことを含めてお考えを伺います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 若井議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

実は合併して8年目に入る、7年目を終わろうといたしています。私は、第1回の瑞穂市の平成16年の議会に出させていただきます、いろんなことを、将来の瑞穂市のことについて発言を、市民の代弁者として言ったところでございます。それが、私も30項目ぐらいにしまして、そのとき掲げました自分の考え方をこの場で申し上げたわけでありましたが、はっきり申し上げまして、一つも市挙げて聞き入れていただけなかった。そんなところから、私、4年前に出させていただきます。

やはり議会の声すら聞けないようなことではということで、その流れを変えなくては行けない、そういうところから、実は4年前に決意をさせていただきます、そして私なりのマニフェストを掲げまして出させていただきます。

そのマニフェストの中身の評価、総括につきましては、これまで議会に、その議会の前にすべて毎回毎回、その進捗状況等々は皆さんにお示しをしてきたところでございます。その中で一番大事な市民参加、市民協働のまちづくり、市民の声を聞く、ましてや住民代表でございます議会のあれは当然でございます。そして、職員の声も吸い上げる。何といたしても事務を実際に取り仕切るのは職員でございますから、取り上げてさせていただきます。

そういう中におきまして、いろんな審議会を設けまして、計画もいろいろ立ててきました。もちろん、ある程度実行できたこともございますが、その計画、やはり実行の本格的なあれは、これから2期目で私は実行しなくては行けない、すべきと思っています。それが私の役割だと思っております。

今、議員の皆さんが毎回議会のたびに、約十四、五名の皆さんが御質問をされる、これはかつてなかったことでございます。それだけ議会の皆さんが市民の代弁者として、真剣にこういうことができることになったことも大きな流れの中でのことでございます。私どもは十分に聞く耳を持っています。

若井議員からもいろいろ、たびたび御提言をいただき、そのことにおきましても、私どもすべて取り上げるべきは取り上げさせていただいて、行政に反映をさせていただいておるところでございます。

ですから、引き続いて担当させていただけるなら、さらにこの変革を変えない、確実なもの

にして市政運営をしてみたいと、このように思っておるところでございますので、皆さんの格別の御理解をいただきますことをお願い申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。ありがとうございました。

〔13番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若井千尋君。

13番（若井千尋君） 以上で、公明党会派代表の質問を終わります。

議長（小川勝範君） 以上で公明党、若井千尋君の質問を終わります。

本日の会議は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長いたします。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

なお、再開は3時20分からといたします。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時23分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

民主党瑞穂会、広瀬捨男君の発言を許可します。

広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 議席番号10番、民主党瑞穂会、広瀬捨男でございます。

議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づき、会派代表質問をさせていただきます。

まず、特定健診等の推進について、太陽光発電型等エコスクールパイロット・モデル事業認定の推進について、みずほバスの乗車効率の上昇等について、以上3点について執行部の意見をお尋ねいたします。

以下は質問席にてお尋ねしますので、よろしくお願ひします。

まず初めに、特定健診等の推進についてお尋ねをいたします。

日本人の死因の約4割は、がん、心臓病や脳卒中などの生活習慣病であり、また国民の医療費の約5割は、これらに糖尿病とその合併症を加えたものと言われております。そのため、平成20年度より今までの基本健康診査から特定健診という新しい健診制度に変わりました。御存じのように、特定健診は40歳から74歳の人を対象に加入する保険者が健診の義務を負うことと、その目的は、メタボリックシンドロームの危険因子を持つ人を早期に発見し、個別性の高い特定健診を実施し、生活習慣病の予防に寄与するとともに、市民の健康生活の維持向上を図り、医療費の抑制へとつないでいくことでございます。

そこで、特定健診、特定保健指導、すこやか健診についての平成20年度以降の受診率について、まずお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 市民部兼巢南庁舎管理部長 伊藤脩祠君。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） それでは、ただいまの議員の御質問の中で、日本

人の死因が生活習慣病関連が大多数を占めているようなお示しをいただきました。それで、私ども瑞穂市の国保の疾病分類別に受診されたその内容を分析してみますと、やはり生活習慣病関連が最も高く、45%となっております。

そこで、御質問の国保の特定健診の受診率になりますが、特定健診等データ管理システムでまとめられておりますが、平成20年度におきましては約43%、平成21年度におきましては約44%、平成22年度につきましては、最終集計がまだ終わっておりませんが、前年比で見ますと微増と見込んでおります。この受診率につきましては、微増という状況ですが、県内の市の中でも率としては高水準に位置していると見ております。

次に特定保健指導につきましては、平成20年度は7.95%です。平成21年度におきましては32.02%、平成22年度の2月末現在の集計では20.4%となっております。これもまだ途中の段階ですが、20.4となっております。

次に後期高齢の関係になりますが、すこやか健診につきましては、平成20年度は19.1%、平成21年度には24.9%、平成22年度の2月末現在では約33.5%となっておりますので、以上、報告させていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） それでいきますと、たしか24年度までに目標が定められているわけですが、その受診率向上について、実績はお聞きしたんですが、どのような施策をやっておみえになるか。すこやか健診については非常に上がってきておると思いますが、一応計画もできていたかと思えますけど、その辺の経緯、先ほど部長が言われましたように、県から一覧表をもらっても決して悪い方ではないんですが、総体的におくれておるところも、瑞穂市の場合はまだいいんですが、その辺の目的に向けてはどんなような傾向か、あるいは計画なのかということをお尋ねします。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩禰君） ただいま目標と達成する率というのを定められておりますが、一応特定健診につきましては、24年度までに65%に達しなさいという指示が全国で出ております。それで、23年度におきましては目標としては59.35%を目標として、今後、健診の勧奨を進めていきたいというふうに考えております。

そこで、どのような施策をとるかということですが、これは過去からも対応してきておりますけど、向上に向けて市内の医師会、歯科医師会の協力を得て、積極的に受診を呼びかけていただく。さらに、待合室等に健診の啓発ポスターを掲示してもらって対応をまた進めていきたい。

さらに、自治会には、要請があれば出前講座等にも出向いて御説明させていただきたい。そ

れと、受診勧奨案内の回覧をお願いしていきたくて思っております。

さらに取り組みとしまして、やはり国保の安定した財政を維持するためにも予防が必要、さらにその重篤化を防ぐという意味合いでも受診率を伸ばすことによって安定的な財源を確保して安定した財政が賄えるというふうに判断しておりますので、毎年、取り組みを少しずつ変えながら行っているところでございますが、平成20年度は受診期間を延長しました。21年度におきましては、未受診の方に再度案内して受診期間を延長しました。22年度には受診期間を9月末までを設定しておりましたが、追加として11月を限定としまして、22年度に受診をされていない方に御案内をさせていただいて勧奨いたしました。

23年度におきましては、53%という大きな目標を掲げておりますので、さらに違った施策を打とうと思っておりますが、実は内容を分析してみますと、40歳代の受診率が非常に低いということで、40歳代の受診率を上げることによって全体の受診率が上がってくるということから、この40歳代の方に絞った勧奨等を別個予定して受診率の向上に努めていきたいというふうに考えております。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

それなりに一生懸命やっておっていただくので成績もいい方だと思います。

ちなみに、新聞に出たことをちょっと御披露したいと思うんですが、中日新聞で昨年2月6日（土曜日）、ある市の国保年金課が新聞の中で「脱メタボ、生活習慣反省を」という見出しで、その市の国保年金課がメタボリック症候群を題にした川柳の募集を始めた。初めての試みで、川柳をきっかけに、先ほど言われましたように生活習慣について考えてもらえればということですが、その市も聞いてみたんですが、やっぱり瑞穂市と一緒に40歳代、あるいは50歳前半の人が非常に低いということのようで、そういうことで募集をしたということで、メタボ予防や脱メタボへの思いを、御承知のように五・七・五の川柳にしたためるということで、生活習慣を振り返りメタボ予防に関心を持ってもらおうと。市民生活部の職員らが寄せられた作品を審査、これが先ほど言いました2月6日に新聞には出たんですが、それで6月上旬に20作品などを優秀作として発表し、市役所1階に展示したり、健康事業啓発用のポスターに掲載すると言われました。

それで、同課によると、市国民健康保険が実施しているメタボに着目した特定健康診査の本年度の受診率が先ほど言いましたように40代、50代が非常に低いということで、市の目標値が達成できないということで、先ほど言いました川柳をきっかけに健診に関心を持ってもらうという目的もあるということで、応募資格は市内在住・在勤、在学も含めて、加入健康保険は問わなくて、3月1日までに官製はがきで云々ということで募集をしたようです。

聞いてみますと、やっぱりそれによって若い40代、50代の人が多くなったように聞いておりますので、今、部長が言われましたように、職員の担当の方もいろいろと、電話を使ったり、いろんな書面をやったり、やっておっただけでおるんですが、そういうこともやっている市町もあるということです、それを参考ということは決して言いませんので、瑞穂市は瑞穂市でいろいろ努力していただくのが一番いいかと思います。それで、国としては、いろんなそういう医療費を節減のためにこういうシステムを変えたわけでございます。

次に、いろんな向上施策をやっていただいておりますが、なかなか難しいことだと思いますが、医療費の抑制まではつながらないかどうか。医療費の傾向としては、その20年度から制度が変わったわけですけど、その辺の概略がありましたら教えていただきたいと思っております。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩禰君） 何分にも20年度からの事業開始ということで、すぐに成果があらわれているという指標はありませんけれども、平成22年度国保の保険給付費を見ますと、被保険者が増加している中ですが、平成23年2月支払い分までの合計は、平成21年度の医療給付とほぼ同額となっております。医療費としては伸びを示していない状況にありますが、今年度、県内の市町村の医療給付費の状況は、ふえているところで8%を超えている市もあるようです。県内の平均では、2.5から3%医療費が伸びているという状況となっております。

当市における医療費は、平成20年と21年、それぞれ約1億円ずつの医療費がふえてきておりますけれども、率にして約3.5%伸びてきた状況です。今年度に入りまして、先ほど申しましたように前年並みであるということで、ほぼ安定した状況にあるかというふうに見ております。

そこで、健診の結果として医療費が抑制、適正化になっているかということにつきましては、分析調査が必要になるため断言はできませんが、平成23年度においても医療費が伸びないようであれば健診により早期の対応ができ、その効果があらわれてきているものと考えられると思っております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 岐阜県の全体から見てもいいと思っているんですけど、やはり職員の皆さんの努力で本当に医療費は年々伸びるばっかなんですけども、横ばいに近いようなということで、本当に努力のたまものであるんじゃないかならうかと思っておりますけど、引き続きそのことを怠らないようお願いしたいと思います。

それで、ちょっと書かせてもらったんですけど、前立腺がんのことについてちょっとお尋ねをしたいんですが、ちょうど合併する最後だったと思っておりますが、平成15年3月定例会で、先ほど言いました前立腺がんの検診を実施することにより早期発見ができれば、住民が健康で間接

的には医療費削減につながるものであり、一石二鳥、あるいは三鳥になるのではないかというお尋ねをし、もし検診を実施するという事に決定していただくなら、対象年齢、検査料の、その当時は町だったんですが、町の負担率はどのように考えておられるかという質問をいたしました。その回答といたしましては、前立腺がんが非常に大きく問題となっていると。当時は、たしか県の梶原知事もちょっと悪かったんじゃないかと記憶しておりますが、執行部の回答なんですが、聞くところによりますと、血液検査の中で1項目検査項目を加えれば、それで簡単に発見できると。わざわざ難しい検査をしなくても見つけることができると聞いている。平成15年度については、瑞穂市在住の50歳以上の男性を対象に、11月に行われる予定のイベント会場で前立腺研究財団の助成を受け、無料にて希望の方の検診を行いたいと考えていると。16年度以降については、50歳以上を対象に行っていきたいと考えている。負担金については、前立腺研究財団の助成のあり方によって判断したいが、助成がなくなった場合は助成の検診と同様の1割負担をお願いしたいという回答を得ているわけですが、たしか数年間は前立腺がんの検診が実施されていたと記憶しておりますが、今はなくなっていると思いますので、その理由について具体的にお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩禰君） お尋ねの前立腺がんの検診の件でございますが、当市の実施としましては、今お示しいただきましたとおり、平成15年11月にふれあいフェスタの会場にて希望者に実施しました。その後、平成16年度から18年度までの3年間、集団検診を実施しました。そこで、受診率ということでは当時の資料を調べましたが、16年度は7%、17年度は10%、18年度におきましても10%ということで非常に受診率が低い。検診の方法も集団という方法をとっておりましたが、やはり集団というものには人数的にもなじまないといいますが、医師会の方からも個別検診でお願いできないかというような希望も出されておったようでございます。

さらに、平成15年当時は厚生労働省研究班の評価判定のまとめによりますと、血液検査、P S Aという検査になりますが、前立腺がん検診は死亡率減少効果が十分に確認されておらず、研究が進められている状況にあるということからも、いろいろ検討しまして、19年度から見合わせるという方向で現在に進んでおります。

それで、その状況が変わっていないかということで、実は2008年3月31日に有効性評価に基づく前立腺がん検診ガイドラインというのが出されましたので、その内容を少し、前立腺がんに係る部分を御紹介したいと思います。P S Aは前立腺がんの早期診断をする上で有効な検査である。しかし、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が現状では不十分であるため、現在のところ、対策型検診としては実施することは認められない。一定の評価を得るまでは公共政策として取り上げるべきではなく、実施することは勧められないということで、一定の評価は

公共で取り上げるべきでなく、現在実施している場合、その継続の是非を再検討すべきである。任意型検診として実施する場合は、効果が不明であることと、過剰診断を含む不利益について適切に説明する必要がある。その説明に基づく個人の判断による受診は妨げない。現在、欧米で重要な研究が進行中であるため、その研究の結果が明らかになり次第、速やかにこのガイドラインを改定するということが示されております。

今後、市の全体の予防事業に計上するというのも、やはりこの改定を見ながら、さらに皆様方の要望等もお聞きしながら検討を加えたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

確かにそんなところがあるんですが、どこの市町とは言いませんが、周辺を聞いたんですけども。今なお、例えば40、45、50、55、75まで5年刻みでやっているところが大きい市町であるんですが、それはその中に一般の個別で特定健診へ行ったときに項目をやってもら、その場合、300円で今なお続けておるところもあるんです。かといって、先ほどから言っています、特定健診が始まり出して20年から始めたところ、そういうところもあって、ゼロのところは一部にもありますし、非常にデリケートで、県の方もちょっと聞いてみたんですけど、一時は交付税算入をしてくれたけれど、先ほど部長が言われましたように十分な検証が得られないということで、今、がん検診の中に五つあるんですが、その中から漏れているというのが実情のようです。

ちなみに、国会もこの間、ちょっとテレビを見ていましたら、ある党の議員が非常に強く前立腺がんについて国の関係から考えるべきじゃないかということで、先ほどから言いましたように、決まるときは、ここでやってもらう場合は脚光を浴びていたんですけども、しかし私思いますのには、国会でも論じられて、決定はまだしていないんですが、そういう点では何といっても膨大な医療費ですので、やはり男性特有の病気ではあるんですけども、御承知のように、昔のように、欧米のように肉を食べるような、食生活が変わってきておるとお思いますので、日本人はそういうのになれていないもんですから、やっぱりそちらの方も全体的に、健康上そういうこともやっていただいて、病気になれば、市町へ交付税算入されて、近い将来されると私は思っておりますけれども、そういう点ではぜひ交渉したりしてやれば、県内のある大きい市町ですけど、300円でやっているところもございますので、本会議場ですので、また部長とか課長には後でお話しさせていただきたいと思うんですが、個別で特定健診を受けるときに、希望があれば300円出せばやってくれるということですから、それを聞くと割とやっている人もあるやに聞いておりますので、その市役所へ電話してみたらね。そういう点では膨大な

医療費を節減することもありますので、早急にそのことを考えていただきたいと思います。強く要望したいと思います。

次に、太陽光発電型等エコスクールパイロット・モデル事業の認定の推進についてお尋ねをいたします。

御承知のように、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省が連携協力して、学校施設を市町村等がエコスクールとして整備する学校モデル校として認定するものでございます。

認定された学校では、エコスクールを環境教育の教材として活用するなど環境に配慮した取り組みが行われております。学校の屋上、屋根等に太陽光発電装置をつけたり、またLED照明器具等々などを使用し、地球規模の環境問題に対応するため、学校施設においても環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設を整備することにより、未来を担う子供たちは、小さいときから環境問題を身近に感じられるような工夫を行うことが重要であると考えます。

そこで、本市における現状及び今後の計画についてお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 教育次長 林鉄雄君。

教育次長（林 鉄雄君） エコスクールパイロット・モデル事業につきましては、昨年度実施しました穂積中学校の校舎建設、また今年度実施いたしております巣南中学校の増築につきまして事業認定を受け、補助事業の対象となっております。この内容につきましては、太陽光発電の設置、あるいはLED照明器具の設置であります。

県下の認定の状況を見ますと、平成21年度は瑞穂市の穂積中学校と西濃の小学校、2校であります。22年度につきましては、巣南中学校1校のみであります。

本市の現状と今後の計画についてであります。現在、太陽光発電が設置してありますのは西小学校と穂積中学校の2校、それと今年度実施いたしております巣南中学校、合わせて3校でございます。他の7校につきましては、今後検討していきたいと思いますが、未来を担う子供たちが環境問題を身近に感じられる環境教育の場の提供として、施設の増築、あるいは改築、そういった機会に合わせて設置をしていきたいと考えおりますので、御理解を願います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 今、ちょっと私、キロ数はお聞きしたかね、私、聞き忘れたですか。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 穂積中学校、巣南中学校については10キロです。西小学校につきましては3キロでございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 確かにモデル校の一覧表では県下ではそういう発表のとおりですが、いろいろありまして、モデル校が申請しておって早くできるからということもあって、実際ある大きい市のことを言いますが、小学校11校が21年度に一齐に各工事にかかって、22年5月に完成しております。内訳なんです、9校が20キロワットで、2校は10キロワットということで、これは小学校なんです。ちなみに、市役所も行って聞いてきたんですが、この場合は、いろいろ検討していたけれども、モデルじゃなくて、例の21年度ですから緊急対策云々も使っても変わらんくらいになるようですが、そういうのを使ってやったから非常に、それでその市は中学校も5校とも20キロずつということで、先ほど言いましたように小学校は11校で2校が10キロ、9校が20キロと、総体的に荷重の関係もあるでしょうけど、瑞穂市は小さいんじゃないかと思っております。

ちなみに、おくれておるところもあるんです。ある市は実績はないけど、23年度は20キロぐらいは小学校から始めたいということもありますし、町でも割とたくさんやっている、安八町は特別ですけど、それでも安八町についても21キロ、キロ数も多いし、その辺のところ、いろいろと設備の関係もあるかと思えますけれども、耐震とかということもあり、そんなに大きいもの、つける場所にもよると思いますが、屋根一体型という市町もありますし、そうすれば建設費も安くつくということ等々もございますので、立派な教育関係、教育長も次長も見えますから、もう少し小学校の方、どちらでもいいんですが、特に小学校の方が小さいときから、やはりメーターを見ておればわかります。天気がよくなったら、本当に売電がたくさん夏だったらできますし、プールへ行って帰りにでも見ると、ああ、節約せないかなあということで、特にどこの学校も小学校が主体のところが多いようです。

そして揖斐郡の、これはある町なんです、そこは各小学校全校に、たしか6校だと思えますが、6校全部に一律40キロワットを今申請中であるということなんです。これは本会議場です、市町は言いませんが、そういうところもございまして、全部やるということですので、そんなことも参考に、それも40キロワットですので、そういう点は耐震的なことは大事なことです、それが許されるなら、早急にある程度の大きさのものを小学校主体、中学もいいんですが、小学校の方にも取りつけていただくことをお願いしたいと思えますが、その辺の耐震とか、その辺のところも含めて今現在はどんなように考えておられるか、お尋ねをします。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） まず補助事業ですが、私どもも幾つかの補助事業を受けております。安心・安全な学校づくり交付金、あるいは公立学校施設整備国庫負担金、それとあわせて今のエコスクールパイロット・モデル事業も認定いただいております。御理解いただきたいと思います。

また、既設の現在の小学校についても私ども設置したいと考えておりますが、今の小学校に

つきましては、小・中学校は耐震補強が済みしておりますが、屋上に太陽光発電を設置する荷重計算はされておられません。そういったものをまた設置ということになりますと、アンカー、あるいは基礎といったところで補強とかということも行わなければならないということを考えております。それで、増築、あるいは改築の機会にということをお申しましたが、1校当たり1基、10キロワットのもので直で約1,000万かかります。現在、私どもの10の学校、そのうち三つできております。保育所、幼稚園も10園ありますが、そういったところに設置となりますと相当なお金ということになります。教育ということもありますが、財政的な面も考えますとなかなか難しい問題であると考えておりますが、今後、いろんな補助事業等も利用いたしまして、機会があれば設置していきたいと考えております。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 私、本会議場では言いませんけど、後でまた次長にもお話ししたいと思っております。

その学校は、例えばですよ、ある小学校6校とも一律40キロワットということですが、その辺のところも恐らくそういうことをクリアされていることは事実だと思いますので、そういうことも参考にさせていただいて、改築のときだけとか、そんなふうだけじゃなくて、今、次長も前向きに考えられたんですが、その辺のところは、やはりよそのことをまねせよとは決して言いませんけれども、金額についても、率も上手にいけばあまり出さなくてやったというような、緊急対策のあれでほとんど無料に近いところも実例を聞いてきましたので、また具体的に次長、課長の方で調べてみえると思っておりますけれども、その点について前向きにぜひ検討していただきたいと思っております。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 交付金のような制度があれば、ぜひ考えたいと思っておりますし、また規模につきましても検討したいと考えております。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 特にここで次長に、教育長に言うまでもないんですが、ちなみにモデル校ということになると物すごく幅広く、安心・安全でまた別と伺っておりますけど、今勉強すれば私はいいいチャンスじゃないかと思っておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

最後に、みずほバスの充実についてお尋ねをいたします。

平成22年4月1日からみずほバスの牛牧・十七条線にプラント6の停留所が新設され、ほづみ園の停留所からさらに東へ運行され、延伸されたことによって、多くの住民の方の希望でも

ございましたので、バスの利用状況も含めて乗車効率、ほかの一般のみずほバスの全体的な乗車効率向上についてどのような、一部成績が上がっているのもありますけど、乗車効率の上があった状況、その辺のところを路線別にあればちょっとお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 総務部長 早瀬俊一君。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、みずほバスを含めまして、路線バスも含めて簡単に御説明をしたいと思います。

現在、市の方のコミュニティバス、みずほバスは、本田・馬場線、牛牧・十七条線、鷺田・船木線の3線に岐阜バスの路線バスの穂積・リオワールド線と、この路線については補助金を出すことによって、ほとんどが瑞穂市内でございまして100円で運行しております。

これらのバスの大体1台当たりの乗車人数でございますが、本田・馬場線が8.4人、牛牧・十七条線、鷺田・船木線は大体6人、そして穂積・リオワールド線は10.2ということでございます。

今の数字を聞かれて少ないと思われる方もあるかと思っておりますけれども、実を言いますと、広瀬議員もよく調べておられますが、県下の中ではかなり乗っておる方でございます。それでいいというふうに言うわけでなくして、この数字でも県下では乗っておる方だということで、まずは御理解をいただきたいと思っております。

それでプラント6でございますが、平成22年4月1日からプラント6まで延長することによってお客さんはこの分では伸びております。ただ、また少しずつ減る傾向にあるのかなというのが現状でございます。

また、岐阜バスの路線バスで美江寺・穂積線、巢南庁舎から岐阜市内へ行くバスでございます。このバスは、どちらかといいますと、瑞穂市の北部の方が岐阜市民病院とか岐阜市内へ行く場合によく利用される便でございますが、これにつきましても少しお客さんさんが減っておるということで、12月の議会では補助金を出すと、補助金を出さないと国・県の補助もなくなってしまうという事実がございます。お客さんが少し減ってきておるということでございます。

大野・穂積線です。これは、大野町から北方を經由して穂積駅へ入る路線でございますが、これも先般、北方町議会の方でもお客さんが減ってきておるので、皆さん何とかということで質問があったようでございますが、こちらにつきましても少しずつ減っておるという状況でございます。

一般的な公共交通を使う方は少し減ってきておると。この原因には、やっぱり団塊の世代の方が第一線のお仕事を引かれたということもありませんし、高校生の年代の子供さんが減ってきておるというのも事実でございます。

そうした中で、少しでもこの地域に、バス路線、また電車等も含めてこうした交通手段は必ずや必要でございます。もともとはこのコミュニティバスを走らせる前は国道21号線のパイパ

スの方も大垣から岐阜へ走っておりましたが、これが路線がなくなったとか、どんどんなくなってきますと、果たして本当に公共交通をなくしていいのかというところにいきますので、今から確実に高齢化が進むことがわかっておりますし、環境問題も出てきますので、便利な車だけに頼るのでなく、バス、電車をできるだけ地域の足として使っていただきたいと思っております。

私たちも各種会合などで、ぜひこの市役所とか総合センター、市民センターを使われる場合には、みんなでお誘い合わせて、100円、ワンコインで乗っていただきたいと思ひますし、いろんな会合でも、またぜひこうした状況を皆さんにお知らせし、少しでもバス、電車を利用していただきたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

確かに牛牧線は大分伸びておりますので、たまたま要望が多かったということですが、ちょっとバスのあれを、今、行政主導という形で行政の方でいろいろ職員の皆さんが相談をして、いろいろと路線も変更したりしてみえるわけですが、市民の声も聞きながらということですが、本来、この前も一、二回願ひしたんですが、昼、乗務員の関係があつて休みが多いということで買い物には使いにくいなあということがありますので、先ほどそういうことも含めて、PRも含めて、せつかくのバスですのでみんなが使つてということが理想だと思ひますし、先ほど部長が言われましたように、岐阜県のあれも最近一番新しいのをとつてみたんですが、金額で計算をしてみたんですが、中よりちょっと少ないくらいの経費でバスを運行されておりますので、先ほど言われましたように環境にも優しいし、高齢化で事故も多いということですから、できるだけそういうものも利用する、あるいは運転できない人もふえてくるということで、ぜひ前向きに検討していただきたいと思ひます。

それで、ちょっと願ひがここであるんですが、瑞穂市のコミュニティバスは、今は22年4月1日から、そしてまた岐阜バスの穂積・リオワールド線については22年11月1日から国交省の中部運輸局の認可を受けて大人、子供とも100円ということですが、例えばみずほバスで車検を受けられるときは事業者から持つてくるわけですが、それがややもすると小人（子供）は半額というようなことにもなつている場合もあると思ひますし、また今の穂積・リオワールド線についてはたまに違ふときもあるけど、ほとんどが小人は半額、端数は10円単位で切り上げというようなことがちょいちょい、私もたまにわざわざ乗るときもあるんですが、そんなこともあるということと、それからもう一つ、緊急経済対策のあれをつけたと思ひますが、バス停の看板を新しくして、たしかもう1年ちょっとたちますね。そして、それがこの間、ある住民の方から、うちの停留所、「まち」だけ「ちょう」になつておるよと。見に行きましたら、

やっぱりローマ字で「m a t i」であるべきものが「t y o u」というところが2カ所あって、早速担当の方にも話しましたら、名称については担当からその日に、私に一般質問でやってくれということですので耳打ちをしましたら、11時30分ぐらいにうちにおりましたら電話がかかってきて、もう直してきましたから見てきてくださいということで、そのときは行かなんだけど、翌日行きましたら直っております、やれやれと思ったんですけど、これは本会議場で言うようなことじゃないんですが、やはりそういうことも検査、これは恐らくバス停の表示は緊急経済対策じゃなかったかと思imasるので、その辺のところの検査とか指示もされていたんだと思うけど、何かの間違いだと思imasんですけど、その点についてちょっとお尋ねしたいと思imas。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今の御指摘は2点ございます。1点は、穂積・リオワールド線は、どちらかといいますと路線バスですので通常のバスを走らせております。通常のバスとなりますと、料金が子供さんはどうしても半額ということですので、表示板の下に半額ということが表示してあるんですね。私どもは補助金を出しております、子供さんも100円ですよということで明示してございますので、その表示をちょっと隠せばいいんですけども、それが表へ出ておるということですので、適切な状況ではございませんので、その旨注意はしてございます。よろしくお願ひしたいと思imas。

また、もう1点は、バス停の名前が、基本的には「町」と書きますと、どこもかも「ちょう」が多いわけですけれども、私どもの馬場地内は小城町とか上光町、まちと読むところがあるわけですが、それが「ちょう」となっていたということで、作製した段階で私どもがきちんと検査をしなかったということで本当に申しわけなく思imas。今後とも気をつけたいと思imasので、よろしくお願ひします。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 大した工事じゃなくても目にさわるところですので、今後、体制をきちっと、完成検査だけはちょっと見てやっていただきたいと思imasが、その辺のところはよろしくお願ひします。

それで、部長にお尋ねするんですが、今後のダイヤ等を含めた考え方なんですけれども、先ほど言いましたように、昼休みがなくという運転手が要ると思imasし、その辺のところを何かいい方法で、やはり住民の声も一部聞いてもらって、先ほどのプラント6まで延長して乗車効率が非常に上がったといういいこともありますので、もう少し抜本的に考えるような機会をつくっていただけるとありがたいと思imasんですが、その辺の計画というか、思いというか、お話ししていただきたいと思imas。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今の件でございますが、実はそうした路線等につきましては、地域公共交通会議の中でいろんな話し合いをするということでございます。私たちも少しでも多くの人に利用していただきたいということで、いろんな検討会議を進めておるわけでございますけれども、1点として穂積駅への乗り入れも検討しておった段階ですが、その前に皆さんにどうしても利用してもらわないと、もしかすると最悪の場合はバスが、路線がということになりますと、乗り入れるつもりで計画を立てたのが大事なバスが来ないと、そうなってはいかんですので、とりあえずまず乗ってもらおうと。そして、もし万が一そうした路線が出てきますと、バス路線の再編ということになってしまう部分もあります。ただ、私これ、当初の運行の一番最初は私が企画立案したんですけれども、先ほど言ったように、1車当たりの乗車を見てみますと、やはりある程度短い時間で直行で走るところはお客さんが乗るんですけれども、あちこちぐるぐる回るのは、いかにも格好がいいようなんですけれども、なかなかお客さんが利用されないと、そういった点もありますし、いろんな長所・短所がございます。基本的に公共交通となりますと、二つの地点があって行きも帰りもお客さんが乗れないと、これは定期としては運行としては成り立たないということでございますので、そのあたりも踏まえまして、ぜひ皆さんに乗っていただきたいと。

また、万が一そういうことになれば、またいろいろな御意見をいただきがてらと思っております。まずは皆さんに乗っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 市長にちょっとお尋ねしますが、今、3点について質問をさせていただいたんですが、特に私、太陽光発電の関係のエコスクールを小学校を主体にできるだけ早く、早急に検討してもらいたいということと、前立腺がんのことについて、もう少し市長としての考え方、交付税算入は今されていないようですが、やっている市町もあるんですが、その辺のところ、2点についてちょっとお尋ねします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方へも御指名がございましたので、それぞれ特定健診におきましても、所管の部長の方から御答弁をさせていただきましたとおりでございます。前立腺がんについてはどうかというところでございますが、この分野におきましては、担当としましてもいろいろ調査をしてお答えをしておるところでございますので、御理解をいただきますようお願いしたいと思いますし、学校の太陽光発電におきますエコスクールパイロット・モデルの関係でございます。これも教育次長の方からお答えをさせていただいておりますが、いずれにしましても、瑞穂市の事業といえますか、本当に各般にわたっておりまして、やらなくてはいけない

事業が本当に山積いたしております。そんなところから、本来でございましたら議員御指摘のようにすぐ取り組みたいところがございますが、いろんな事業の優先順序もございます。こういったものは地球環境にいいわけでございますし、また子供たちの教鞭にもなります。そんなところから、本当に前向きに考えたいところがございますが、本当に事業が山積し過ぎておる、こういうところは優先順序も考えながら、先ほどお答えをさせていただきましたように、学校の増築、改築、こういうときにはぜひともそういった御指摘いただきました関係に取り組んでまいりたい、そのように思っておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 確かに市長が言われるように、大変厳しいときだと思っておりますが、特に部長の方とよく相談していただきたいのは、やはり前立腺がんで遅くなれば、結果的には一般会計から持ち出すということもありますし、特に学校のエコスクールにつきましては、子供のころからそういうことを養うというか、そういう点では非常にいいと思っておりますし、お金の方も1,000万という話も出たんですが、金にこだわるわけじゃございませんけど、今そういう緊急対策というのは、いつまで経済対策があるかわかりませんが、いろんなあれがあるので、そういう点では割と21年度なんか上手にやった市町もございまして、そういう点を含めて、回答はよろしいんですけど、前向きと、やることが多いと言われるんですが、その辺のところ、あまり負担をかけないようなところも一部あると思っておりますので、ぜひそういうこともお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で、民主党瑞穂会、広瀬捨男君の質問を終わります。

次に改革、西岡一成君の発言を許可します。

西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

最後になりましたが、会派を代表して、3点にわたりまして執行部の見解を求めたいと思います。

1点目はシルバー人材センターに対する調査について、2点目は包括外部監査の結果報告書について、3点目が市長の所信表明についてであります。

以下、質問席にて質問を順次させていただきます。

まず、シルバー人材センターに対する調査についてであります。

昨年の12月議会では、9月議会に引き続きましてシルバー人材センターの不適正な運営についてただしたところであります。とりわけ、シルバー人材センターから市に報告をされた総会議事録が法務局備えつけの総会議事録の内容とは異なっている点を指摘いたしました。具体的

には、市に提出された総会議事録は、法務局備えつけの総会議事録から森亀治郎新理事長のあいさつの部分など8行が削除され、自署、実印もワープロで打ち直した上、「上記は原本と相違ありません」などと虚偽の報告をするなど、悪らつきわまりないことを示し、最後に適正な運営を拒む代表理事にはやめるよう説得していただき、正常な運営に復するまでは補助金も凍結すべきことを求めたところであります。

そこで、まず担当部長にお尋ねをいたしますが、12月議会以降の市の調査の進捗状況はどうなっているのでしょうか。その答弁を踏まえ、一問一答で質問をさせていただきます。

議長（小川勝範君） 福祉部長 宇野睦子君。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、12月議会以後の市としての調査報告の進捗状況をお話しさせていただきます。

まず、12月議会終了後に、平成22年12月22日付でシルバー人材センターに対して次の4点にわたって報告を求めております。

まず第1点でございますけれども、内容といたしまして、平成23年度以降に国からの補助金を受けることについての具体的な考え方について、2点目としまして平成23年度以降の受注金額の公共事業に占める割合を増加させることの具体的な考え方について、3点目で平成22年5月20日、通常総会後における代表理事及び理事長名について、4点目、平成22年9月28日付、受理番号第533号の文書、資料提出についての内容と平成22年6月17日に一般社団法人変更登記申請書に添付された総会議事録及び理事会議事録の内容に相違が見られるのでその理由及び経緯についてということで求めましたところ、平成23年1月23日に事務局の方がお見えになりまして、日にちはちょっと定かでないけれども、27日にですが、その前に私の方は22日に文書を市長名で出しましたんですけれども、報告がなかなかいただけないということで、担当課長の方から出していただくようお願いをしました。

その後、作成ができたということで、一度内容について、これでいいかということで、見ていただけないかということでお話がございました。私と担当課長と平成23年1月27日にそのところに出向きましたところ、我々にはだれが出席するとか、そういうことは全然お話がございませんでしたが、そこでシルバー人材センターの代表理事の方とか、事務員の方とかも含めて7人入っていらっしゃいました。そこで、こういった資料をつくりましたということで資料を出されたんですけれども、その中において、その中のお1人が、市への報告の事務局案に対して反対ということで、先般の執行部においての意見がまとまらないというような会見をさせていただきました。

市としても、そのときかなりの、一般的に言うとなかなか平行線のお言葉でございましたので、私としましては、その場で文書をただ見させていただくという意味で、このような話し合いの場ではなかったと想定しておりましたので、とにかく12月の議会でも答弁させていた

いただきましたけど、6月17日以降の登記内容に変更があれば、正しく登記を速やかにしていただくということが先決であるとお話をさせていただきました。

その中で、今度平成23年、同日付になりますけれども、平成23年1月27日付で受け取りまして、回答が来ました。その中の回答としまして、市長あてに社団法人瑞穂市シルバー人材センターから事業内容に関する御報告をいただいております。

内容としまして、1点ずつお話をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

平成23年度以降に国から補助金を受けることについての具体的な考え方についてということで、大まかにですが、平成25年11月までには新公益法人制度に合致する会計基準なども整えて行いたいと考えておりますが、現状では新組織体制、役員、事務局の人事配置の再強化を図る。2番、会計処理の迅速化及び新会計基準の習得に努めますということでございました。

2番目として、平成23年度以降の受注金額の公共事業に占める割合を増加させることの具体的な回答でございますけれども、これは先般の市議会の答弁でもありましたとおり、公社と公共サービスの一体化を表明させることもあり、平成25年11月の新公益法人制度移行までには何らかの方針がなされるものと思うと考えておりますということで、公共性を十分ふやすことも考えておりますけど、その前にシルバー人材センターとしてシルバー人材センターが各部署を回り、シルバー人材センターでできる案件をPRする。担当課を通じてシルバー人材センターのPRをしてもらう。仕事に対して期待に沿うような会員の確保やレベルアップを図る。4番、受託事業だけでなく、独自事業を計画し、推進する。例えば、市が進めている桜並木街道の清掃、草刈り、ボランティア事業で行う。また、現在活動中のまごころ隊については、もっと皆さんに、特に高齢者、独居老人宅にPRを進めると。

それから3番でございますけれども、平成22年5月20日の通常総会後における代表理事及び理事長名についてでございます。これは通常総会において理事を選任（総会の決議事項・定款14条）し、本来（総会終了後・定款24条）その場で理事会を開催し、代表理事を選任し、代表理事が互選で役員を決めるのですが、総会の時間超過や総会終了後、会員の出席者が半減し、役員への周知の機会が失われること及び退任理事の感謝状贈呈もあり、前期の理事会で事前の了承を得たなどで当日理事会を開催せず、代表理事2名（森・井上）、森理事長、井上副理事長として総会を進めてきました。

その後、別紙の7月の理事会で決し、3名の代表理事を選任しました。以後は代表理事3名（森・井上・馬淵）で互選にて役員を選出（定款24条）になっているのですが、決まらず3人体制で進めていくことになりましたということで、その下に平成22年4月22日の理事会として、理事会承認、代表理事（理事長）森亀治郎、代表理事（副理事長）井上源人、平成22年5月20日総会、総会承認、理事17名、平成22年7月16日理事会、理事会承認、代表理事森亀治郎、代表理事井上源人、代表理事馬淵重夫ということでございます。

それから、もうあと1点でございますけれど、4番、資料提出について。

総会をスムーズに進めるため、代表理事及び理事長、副理事長選出については、事前に打ち合わせができておりました。

登記をする段階で法務局の方に、代表理事及び理事長、副理事長を選任したのであれば、そのときの理事会議事録も提出しないと登記はできないと言われ、急遽議事録に追記し、また理事会議事録を作成した次第です。

ただ、現実には理事会を開催しておりませんので、市へ提出する書類については、弁護士、司法書士に相談し、理事会に諮り承認の上、総会議事録として相ふさわしくない部分を省きました。よって、本来あった事実に基づいた総会議事録を提出しましたということでございますけれども、その中で私の方は書類を見させていただきました。その中で気づいた点として、3番目の平成22年5月20日の分でございますけれども、その文章の中で「当日理事会をせず」とありますけれども、6月の西岡議員御指摘のように、6月17日のときに登記に資料として添付されておりました。それはどういうことかということで、もう一度お諮りをしようかと思っておりましたが、それからまた7月16日の理事会議事録の中に文章の理事会の議事録が入っております。その中で「重大な誤りがあったこと」ということは、具体的にどんなことであるか。

それから、その中で「全員一致をもって次のとおり選定した」と記載されておりますけれども、その中で全員一致されたにもかかわらず、お1人の方の捺印がされておられません、それについてはどうであるか。

それから4番目の資料提出でございますけれども、この中の文章で「弁護士」とか「司法書士」、それから「相談」と書いてございますけど、それについてのことをお聞きしようと思っておりましたが、ここからがあれなんですけれど、市としましては、やはりこれは一言一句、資料を求めて進めるべきであると思います。しかし、このまま平行線で行っても、瑞穂市としては平成22年5月20日の理事会のことが問題であるというふうに思います。それで、この平行線になっている理事会について、もう一度理事の方、シルバー人材センターの方で本当にシルバー人材センターがどんなものかということをもっと、本当にわかっていらっしゃると思いますけれども、そこを踏まえて会員の皆様に御迷惑のかからないように、そういうふうに正していただきたいと思います。

正していただかない場合、先ほど議員がお話しされましたように補助金のことも考えなければいけませんし、また契約として平成23年度予算も、シルバー人材センターになるかちょっとわかりませんが、またそういう契約が発生すると思います。そういうことも考えていかなきゃいけないと思っておりますので、よろしく願います。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今、答弁いただきましたけれども、9月に私質問したんですよね。それから、10、11、12、1、2、3、6ヵ月たって、これからまだ中で、シルバー自身がどういう大きなことをやっているか認識していただいた上で会員の皆さんに迷惑をかけないように正していただきたい。それができなければ、補助金のことも、だめです、これでは。そんなことを半年かけてそれだけのことしかできないのか。市の調査能力というのは一体どこにあるのかというふうに思わざるを得ないと思うんですよ。

議長、ここで資料を配付させていただきたいんですが、許可をお願いしたい。

議長（小川勝範君） ちょっと資料を見せてください。

西岡一成君から資料の提出がということで、許可しましたので、これから資料を配付します。

〔資料配付〕

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） まず、そちらの平成23年度以降に国からの補助金を受けることについての具体的な考え方についての資料に基づいてちょっと話をします。

まず、市のシルバーに対する報告の依頼の文書、これ自体が私は補助金を不適正な運営をしている限り出しちゃいけないと、こういうことを言ったんですね。ところが市の方は、国からの補助金を受けることについて具体的な考え方についてどうなんですとか、23年度の受給金額の公共事業に占める割合を増加させることの具体的な考え方についてどうですかとかをやって、あとは5月20日の総会以降の代表理事及び理事長名について、そして4番目、実は4番目が一番大事なんですよ、シルバーの不適正な運営がそういう法務局に出した文書と市に提出文書で中身が違っている、そういうこと自体が問題なんですよ。ですから、一番先にそのことを正す、しかる後に適正化されたら補助金云々という話にならなきゃいけないのが全く逆なんです。つまり、市のシルバーに対する調査の基本的姿勢というものが逆立ちしておるんです。逆立ちをしてくるとどういうふうになるかということは今申し上げますけれども、一番わかりやすいのは、今の資料提出についてという4番のところを見てください。

この下から3行目、「現実には理事会を開催しておりませんので、市へ提出する書類については、弁護士、司法書士に相談し理事会に諮り承認の上、総会議事録としてふさわしくない部分を省きました。よって、本来あった事実に基づいた総会議事録を提出しました」、こういうふうにありますよね。「理事会を開催しておりません」と言っております。法務局に備えつけておる、そして当日も理事長の話によると、第5号議案という理事の選任に関する議案でありますけれども、これが承認をされた後、当時の豊田正一議長は、理事会を開きますからということで15分間休憩を宣告しておるんです。そして再開をしているんですね。その間に理事会を開いた。ただ、開いたといっても、その前の4月22日から、もっと言うと3月段階から実際的な

理事長、副理事長はだれにするかということを決めておったんですね。だから、5月20日の理事会そのものは極めて形式的なものであって、森理事長は別室でという話も出したそうですけれども、まあええやないかということで、今までの確認どおりでいきましょうという本当に簡単な理事会であったということなの、中身はね。役員だけの。だから、森理事長に言わせれば、理事会を開催しておるといことですね。

それから、市に出した資料は、「弁護士、司法書士に相談し理事会に諮り承認の上」とありますけれども、理事会で諮って確認した覚えはない。全くそんなことはないというのが理事長の意見なんですね。ただ、理事長とI代表理事との争いだけの問題ではない、客観的事実として皆さんにわかってもらうためには、弁護士はちょっとわからなかったんですが、「司法書士に相談し」と書いていますよね。この司法書士は、この役場のすぐ東の水野司法書士です。この水野司法書士に頼んで、先ほどお渡しした理事会議事録、これは皆さん、今、手元で理事会議事録を見ていただくとわかると思うんですけども、7月16日の議事録が二つあるでしょう。これは一つの方は、「平成22年7月16日午前10時」というところから始まる議事録です。これが水野事務所で作成をした議事録です。これはI代表理事が出向いて、これをつくっていただいたという議事録、7月16日の。それと市の方にシルバーから提出した議事録は、「1.開催日時 平成22年7月16日(金)10:00~12:30」と書いたのが、これがシルバーから出てきたものです。後で話しますけれども、それを見比べていただいただけで一目見てわかることがありますよね。一目見ただけで比べれば、もう私の説明は要らない、読めばわかる話です。

いずれにしても、その水野司法書士にお伺いしたんですけども、ふさわしくない部分を省けなんていうことを一言も言っていないと、そんなことは。5月20日の総会の。それは常識で考えて言うわけないでしょう、そんなことは。逆に、もしそれを言ったとして、この文章を読んでも、「ふさわしくない部分を省きました」と。「ふさわしくない部分」とは、前回、12月にお示したように、要するに森理事長のあいさつとか、前理事長、それから前副理事長のあいさつ、それから新理事長が退任する理事に感謝状を贈呈、これを省いたんですね。そうすると、何が残っているかということ、5番目で「事務局からの連絡事項は、総会の事実に沿って書きました」と。これも普通の常識で考えたときに、総会で前の理事長や副理事長があいさつをする、新理事長があいさつをすることがふさわしくないから省いて、事務局の、言葉は悪いけれども、単なる事務連絡が総会にふさわしいから、それは載せたと、こんな話が通用しますか、はっきり言って。常識の問題でしょう。そういう報告を、また新たに市の方に提出をしている。同じ時期にもらった資料で、私はそうやって分析をしている。司法書士のところへも行って。ところが、市のさっきの報告というのは、向こうから出てきたやつをそのまま、こういうことをしようと思っていますとか、確かに忙しい、それはよくわかる。わかるんだけど、二百数十名の会員さんがいる中で、この不況下で、一日も早く適正な運営に復して働いてもら

えるような体制にしていかなきゃいけないんですよ。だから、言っておるんですよ。だから、早くしなきゃいけないと言っておる。

だから、今申し上げたように、司法書士に相談して、この文章を読むと、あたかもふさわしくない部分は削りなさい、そして事務連絡がふさわしいから残しなさいと言ったというふうな文章の中身になっているんですよ。そういうところをしっかりと執行部は見なきゃいけないんです。調査とはそういうことなんですよ。それで、事実に基づいた総会議事録を提出したと。8行改ざんしたやつが、本来あった事実に基づいた議事録なんだと、こういうことを言っているんです。

そして、その3番目の5月20日の通常総会後における代表理事及び理事長名についてというところで、その下のところで「理事会議事録添付」と書いているでしょう、それはさっき申し上げたとおりですよ。

それで、片一方の水野事務所で作ったものは、「代表理事 森亀治郎は、選ばれて議長となり、直ちに議事に入った」、議長、森亀治郎になっておるんです、水野事務所で作ったやつはね。

市に提出したやつは、これを見てください。これは何回も副市長にも言ったけれども、何回もこれを見ておかしいと思うところはないかないかと言っても、すぐ気がつかなかった。それは、本当に早急に問題点を洗い出して、指導を強化して厳正に対処方針を出すという構えがないからなんです。ないから見抜けない。

これ、見てみましょうか、上から第1号議案、第一・四半期までの出来高の件、出来高については、資料に基づき説明、報告。以下、第2号議案、第3号議案、第4号議案、代表理事選任の件、代表理事 井上源人より、代表理事選任について緊急提案があり、議長を元代表理事 豊田正一に決めた。提案は、定款第24条(2) これは理事会を開くということなんですけれども、そこで代表理事とか議長を決めるという規定が定款にあります の決議を経ないまま、またその登記手続をなしたことは重大な誤りであったことで、その責任につき辞任の申し出がありとあるでしょう。これ、普通に考えれば、第4号議案のところになって突然、要するに代表理事の井上さんから緊急提案があったと。その後、議長を元代表理事 豊田正一に決めたと書いておるでしょう。常識で考えて、議長がいないのに提案して、その提案をだれが受けるんですか。全く作文にしても話にならない。それを市に資料として、議事録として提出している、市も随分おちょくられたというか、なめられた。

それで問題は、そういう中で「元代表理事 豊田正一に決めた」とあるでしょう。ところが、定款の第38条を見ると、理事会の議長は、代表理事が互選し、これに当たると書いておるんですよ、定款ですよ、これ。シルバー人材センターの定款。執行部もそれは見てわかっているはずですよ。理事会の議長は、代表理事が互選し、これに当たる、第38条。これは元代表理事です

よ。議長の資格はないですよ。それをやりながら、その後で、「定款第24条(2)の決議を経ないまま」、これ定款の理事会を開く規定です。それが24条ですね。決議を経ないままということとは定款違反ということでしょう。何を書いておるんですか、これ。自分で定款の38条の代表理事の互選なしで元代表理事を決めておいて、それで重大な誤りがあったから定款24条違反で申し出があったと。理事長はやめたとは言っていない。というのは、この段階で理事長がおり、副理事長がいたんです。定款上は代表理事が3名だから、1名足りないんですね。ですから、手続的には1名を補充すれば済む話なんです。だから森理事長は、何もわしがやめんだったいい、やめる必要はない、1名だけやればいいという議論になるんですね。

今、この議事録を見ましたように、先にこの水野事務所では7月23日に足を運んでおります。ですから、これの後にこの市に提出された議事録が作成されたものと推測されるということなんです。

この議事録の中でも第5号議案、退職職員の承認についてということで2人の退職届が出ていますけれども、これは3人の代表理事を選んだ後に第5号議案でやったということになっていますけど、その出された退職届自体は、これは理事長、森亀治郎あてのものを、これ6月段階で出したやつですよ。それをこの7月16日で承認しておるんですよ。承認しておるのは、承認したというふうに議事録を調製しておる。議事録を一つの筋書きに従って調製をしたと、こういうことが実際事実なんです。これ客観的に、全部それ持った資料です。そういう状況に、これはなっています。

副市長、今これを報告したんだけれども、こういう事実について本当に真摯に考えて、12月のときの内容といい、こういう内容といい、全く個人の私物化そのものと言わざるを得ない。

私は別に特定の人に個人的感情で腹が立っておるとか、そういうことは全然ないですよ。そういう問題じゃないの。客観的事実に即して見たときに、このようなことが果たしてだれができるか。普通の常識をもってすればできない。どういうふうに思います、副市長。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 議員御指摘のシルバーの件の、このきょう配付された資料でございます。私、理解しておりますのは、2枚は理解しておりますが、1枚のものについては理解、見ておりません。その見ておりませんのは、「平成22年7月16日午前10時、当法人の主たる事務所において理事会を開催した」という、この見出しの部分でございます。日付は7月16日という文書になっておるものでございます。

そもそもこのシルバーですが、発端が、私が聞いておりますのは、議員御指摘のように、代表理事の選出について理事長と代表理事の間の内容がやりとりがあって、そこからこの問題があったのではないかなというふうに私は推定しております。そういった意味で、会員の皆さん方には、この内容はどこまで御存じなのか、その辺は定かではございません。

もう一つ、この理事会の開催をそれぞれされております。ここに印が押してある会議録でございますけれども、この内容のものを見てみますと、代表理事、それから理事、監事として、それぞれ出席をされておられる方だというふうに思います。それぞれのこの理事会というのが、このシルバーの心臓部に当たる経営方針とか、そういったものをお決めになる会でございます。そういった内容でございますので、その理事、あるいは監事の皆さん方が、当然その席上にお見えになったかというふうに思います。そのところは何も意見が書いてございませんので、御質問があったのかないのか、その辺はちょっと定かではございません。ただ、この件について議事録に押印をするということで間違いはないと、この内容は皆さんが押されて、それぞれ確認をされたというふうに思っております。

ただ、先ほどの印が押されてあります第4号議案の中の議員御指摘の「議長を元代表理事豊田正一に決めた」ということでございます。この決めたということにつきましては、その前段で何がここであったのか、それとも何もなかったものなのか、その辺についてはここに書いてございませんので、議員が推測するには、何もなくこのままあったんではないかなというふうに思います。ただ、これは、もしこういうことなれば定款に違反しているのではないかなというふうに思いますが、一度精査をしたいと思っております。

ただ、私は思いますのに、こういった理事会を大勢の皆さん方で開催をされて、そして皆さん方で議事録をつくって印を押してみえます以上は、それぞれの責任の所在として行為がなされたものと推測をするしかありません。

ただ、私がそこへ行って、一件一件聞き取り調査をして、あなたはどうでしたか、これはどうでしたかということまでは今のところは考えておりませんが、私が思いますのは、シルバーは会員の皆さん方で成り立っている団体だというふうに思います。そして、そのシルバーの目的が地域住民の皆さん方のために仕事を請け負っていただいて、そのもとがこのシルバー人材センターで仕事をなされておるというふうに思います。そういった意味では、会員の皆様に迷惑がかからないように、理事の方々は真剣にそれぞれの責任を果たしていただきたいというふうに思います。

もう長年社会に、何年もいろんな意味では経験された方でございますので、そういったことについては十分内容を理解して、このシルバーのあり方について真剣に取り組んでいただけたらなあというふうに思います。

なお、私の方につきましても、提出された書類について、書類の内容については定款に合わせてとか、そういうことは私の方でチェックする体制はできておりますが、ただ私が思いますのは、23年度においてもこのシルバーで会員の皆様方をお仕事をさせていただこうというふうに思っておられる方が大半だと思います。そういうことを考えると、早く正常な形に、この理事会の皆様方が心を一つにして解決をしていただくことを願うものであります。

この件については、内容につきましては、また私の方で新年度に向けていろいろな事業があるのかと思いますし、また当市の方の補助金のこともございますし、また請け負っていただく市の仕事もございますので、その辺についてはシルバーの方も早急に結論をつけて、どういふふうにするのかと、先ほど部長からお話がありましたように、登記が間違っておれば登記を直していただく、それが正しいということならば、必ずそのような理事長の添付書類をつけていただく、何がしかの正当なものに訂正をお願いしたいというふうに思っています。以上でございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 全く話にならないですね。話にならない。先ほど申し上げたように、会員が二百数十名いる、そういう中で仕事を確保する、そのために理事会が一体となって一日も早く正常に復して頑張る、これはそのとおりなんです。だからこそ、議事録が二つあって、中身が片一方で森理事長を選んだと書いて、代表理事を選んだと、議長にね。もう一つは、元代表理事の豊田正一が議長になったと、それも議事の 4 号議案で途中から、そういうことに対する指導をどうするかと言っているんです。一般論、形式論として、判こを押しているから、それでいいというものではない、実際問題は、そういう内容に判こを押しておくこと自体も問題だということなの、はっきり言って。自分たちのシルバーであれば、その中身を、これ日本語で読むだけでも日本語になっていない。事実関係だってめちゃくちゃなんだ。そういうことは、つまり自浄能力、統治能力を失っている。そういうところに対する指導はどうあるべきかという問題なんだ。そこの観点が、腰がずれちゃっているから、1 ヶ月、2 ヶ月、3 ヶ月、半年、任期 2 年でしょう、やめない限り。そうすると、今のような執行部の姿勢でいっていると解決しませんよ。

だから、だれがどうのこうのという個人の問題だけではなくて、とにかく事実即して厳正な対処をするということ。12 月で言ったとおりですよ。

こういう今私が申し上げたところを、速やかに執行部自身が調査をして、こういう虚偽文書の作成を指示したのはだれか、それをはっきりさせて、その責任を潔くとってもら。やっぱりそういうことをやるのが執行部の任務だと思うんです。違いますか、副市長。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えさせていただきます。

この問題におきましては、3 回にわたり御質問をいただいております。シルバー人材センターにおきましては、これは 65 歳以上の退職者の高齢者の雇用を確保する、そういった意味で市としましては育成をしないといけない、そういう団体でございます。他の市町におきましては、隣の北方町におきましては、シルバーだけでも 6,000 万ぐらい仕事をやっておるところで

ございます。本巢におきまして、相当な事業を市から委託をいたしておるところでございます。そういうこと等々を考えますと、重要な団体でございます。

このことにおきましては、どこが間違っておるかと申しますと、最高の決定機関でございます通常総会におきまして議決されましたことを法務局に登記がされております。それに合わせてやっていただければ何にも問題がないわけでございます。このことを、その最高の決定機関でございます5月20日に決められました、そして登記されました、これに基づいて運営がされれば何の問題もないことでございます。

はっきりとして、今まで事務方に任せておりましたが、ここまで来ますとそんなことも言っておれません。まさに虚偽のこういった返答、回答等もいたしております。これではとても市として補助金を出すわけにもいきませんし、また施設も無償で貸与いたしております。こういっていただければよろしゅうございますが、そうでなければ市としては補助金も出せませんし、施設の貸与もできない、そのことを申し上げて指導をしてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今の堀市長の答弁は、まことにリーダーシップを発揮したといいますが、問題の所在を明確にした上、その責任をとるという態度だと思うんですね。そういう態度を副市長は支えなきゃいけないんですよ。それが全然ずれちゃっている。話にならない。個人的に副市長に対して恨みも何もない、僕は。人間的に恨みも何もない。きついことを言っているけれども。ただ、事実を照らしてみたときに、その事実のとおり見るしかないということなの。それが自分の親であっても子供であっても仕方がない。チェックをする役目を果たさなければいけない人間はそうするしかないの。そのことをぜひ副市長も今の堀市長の答弁を踏まえて、一生懸命支えて、シルバーの適正な運営に復するよう努力をしていただきたい。

福祉部長も大変ですけれども、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

あと8分になってしまいましたので簡単に執行部の答弁だけいただきますが、包括外部監査の結果報告について、初めて出されたということで日も浅いわけでありましてけれども、具体的な提言もあります。例えば、施設の統廃合、使用料の見直し、土地開発公社の解散、指定管理者制度の導入等々上げられております。そのほかの内容についても、先ほども答弁をされている部分もありますから重複は結構ですから、重複しない範囲に限って、これからどう対応しようとしているのか、どう受けとめるのかについて答弁をいただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 総務部長 早瀬俊一君。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、包括外部監査の結果の中で主に四つほど上げておられます。施設の統廃合につきましては、長期的に考えなくちゃならん。それから、ぜひ皆様にお願いをしたいんですけども、これは職員も含めてでございますが、全体を読んでもらっていただきまして、その中で将来を見据えてどうしたらいいんだと、それぞれが考えていただくというのがまず第1点だと思います。

そして、私どもも見直す方針として、やっぱり利用の程度、類似するもの、そして運営の管理の方法、それからいろいろな民営化するということ、いろんな指針がございますので、そうした方針を策定しましてみんなで検討すると、検討する指針を一遍つくってみたいなあと思っております。

2点目、使用料の見直しでございますが、これにつきましては、さきにも申し上げてございます。それぞれの施設の特徴を十分大切にしながら、市民の皆さんがより一層利用していただけるようにということで、利用料の見直しといいますと増額ととらえがちですが、そうじゃなくして、少しでも有効に利用していただいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

土地開発公社につきましては解散をとということでございますが、基本的には土地が上がる時代には先行取得とか代替地の確保ということで、非常にこの土地開発公社というのは有効でございましたが、こうした経済状況になりますと、なかなかそうは言っておられないというのが事実でございます。将来のことも踏まえて十分協議をして、またこれも検討したいと思っております。

指定管理者制度でございます。これにつきましては、制度そのものは15年9月に地方自治法の方で導入されておりまして、実施されたのが18年9月と、今現在5年目を迎えるということで、どの市町村もこれでおおむね2巡目ということになります。いろんな点で、いい点悪い点等がありますが、本来はコストカットをするんじゃなくて、民の力をかりて住民へのサービスをより一層引き出すというものであったと思いますけれども、どうしてもコストカットということが重視をされているようでございます。指定管理者制度を導入した方がいいというような施設がまたあれば、それについては研究をしながら、その成果をというか、途中経過を皆さんに御相談しながらということになるかと思っておりますけれども、指定管理者制度も即導入というのは慎重であるべきかなというふうには考えております。

どちらにしましても、全庁的なものについては共通事項をつくりまして、指針等をつくりまして、みんなで見直しをしたいと思っておりますし、個々の分についてはここで改善をし、また措置状況をお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 一般論の答弁でしたけれども、時間がないので先に行きます。

市長の所信表明について、4月の市長選への出馬宣言をされたわけでありますけれども、もし自分が当選したら、向こう4年間で最低これだけはやるんだということについて、具体的に明らかにしていただきたいと思うんですね。

それと、非常に重要な問題なんですけれども、給食センターは、今直営ですね。それから保育所についても民営化していない。こういう態度で堀市長はやってきたわけです。私はそれは賛成なんです。ですから、その方向を追求するのか、民営化にしていく、そういう考えを持っておられるのか、最後に簡単に結論だけでも教えてください。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 時間もございませんので、このことにおきましては、若園議員、また若井議員からも少しございまして、私の方から予定はしておりませんでした、お答えしたところでございます。

そんなところから、それじゃあ具体的には何をやるかという御質問でございますが、いずれにいたしましても、市民参加のまちづくりの手法として、市民の意見を吸い上げる仕組みとして、設置しました各種審議会で作くり上げてまいりました計画がございます。その計画に基づきまして、23年度には粗大ごみの有料化や道路整備も実施するほか、公共下水道事業の事業着手も課題であります。

したがって、この4年間につくり上げてきた各種の計画を実行に移すことこそが私に与えられた次のステージでの命題だと考えておるところでございます。

今、給食センターの民営化等々もございました。こういったことも踏まえまして、そのことは私が出させていただければ、また十二分に議論をさせていただくことかと思っております。

いずれにしましても、以上のようなことを申し上げまして、本当にこれまでにいろんな計画、市民の皆さん、そして議会の皆さん、そして職員の意見を聞きながらまとめてまいりました計画がたくさんございます。これを確実に実行してまいりたい、実現してまいりたい、こういう気持ちを持っておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

4番（西岡一成君） 終わります。

議長（小川勝範君） 以上で西岡一成君の質問を終わります。

これで会派代表質問を終わります。

本日、傍聴者の方、大変早朝から傍聴していただき、厚く御礼申し上げます。

また、あすも1日ございますので、ぜひ傍聴いただきたいと思っております。

以上で、本日の予定しました一般質問はすべて終了しました。

散会の宣告

議長（小川勝範君） 本日はこれで散会をします。

散会 午後 5 時21分

